

---

# 保 健 福 祉

---



シルバーリハビリ体操教室

1	福祉事務所の窓口……………	125	8	シルバー人材センター……………	182
2	社会福祉……………	126	9	社会福祉施設及び介護保健 関連施設一覧……………	183
3	生活保護……………	130	10	国民年金 ……………	190
4	中国残留邦人等に対する支援制度 ……………	132	11	国民健康保険 ……………	192
5	障害者福祉……………	133	12	後期高齢者医療制度 ……………	199
6	高齢者福祉……………	140	13	医療費助成制度 ……………	201
7	土浦市社会福祉協議会……………	162	14	保健衛生 ……………	203

## 1 福祉事務所の窓口

- 身体障害者手帳の申請受付及び交付
- 療育手帳の交付
- 精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付
- 介護給付費及び訓練等給付費支給事業
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）費の申請
- 地域生活支援事業（相談支援、日常生活用具給付、障害者（児）一時介護事業等）
- 補装具費給付の申請
- 住宅リフォーム費用助成の申請
- 障害者住宅整備資金の貸付申請
- 重度障害者福祉タクシー利用料金助成の申請
- 特別障害者手当、障害児福祉手当の申請
- 心身障害者（児）福祉手当の申請
- 特別児童扶養手当の申請
- 難病患者福祉手当の申請
- 心身障害者（児）扶養共済制度の受付
- 福祉関係諸証明（自動車税減免、NHK受信料減免）の発行
- 生活保護の相談及び申請
- 日本赤十字社費の受付
- 戦傷病者、戦没者及び遺族への援護の相談
- 災害見舞金の支給
- 介護保険における要介護認定申請
- 介護保険における福祉用具購入費の支給申請
- 介護保険における住宅改修費の支給申請
- 介護保険における高額介護サービス費等の支給申請
- 介護保険における各種減免申請
- 老人ホームへの入所など老人福祉についての相談、指導
- ねたきり老人等福祉手当の申請
- 福祉電話貸与の申請
- ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの申請
- 高齢者補聴器購入費助成事業
- はり、きゅう、マッサージ施術費補助の申請
- ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成の申請
- 寝具洗濯・乾燥・消毒サービスの申請
- 高齢者家族支援「探索」サービスの申請
- 高齢者移送サービス利用助成の申請
- 救急医療情報キット配布の申請
- 高齢者等見守りキーホルダーの申請
- 高齢者に対する総合相談
- 保護を要する児童の相談、指導
- 児童手当の支給
- 児童扶養手当の相談及び申請並びに支給
- 母子父子寡婦福祉資金貸付相談及び申請
- 保育所、認定こども園への入所申請
- 遺児手当の支給
- 母子支援施設への入所相談
- 家庭児童相談
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の相談及び申請
- 妊娠届の受付及び職業健康手帳の交付
- 妊娠・出産・育児に対する総合相談
- 結婚新生活支援事業の申請

## 2 社会福祉

急速な少子高齢化や核家族化の進行、生活意識や価値観・生活様式の多様化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。さらには、災害時における高齢者や障害者等への支援、子どもや高齢者等への虐待や一人暮らし高齢者の孤独死なども生じております。

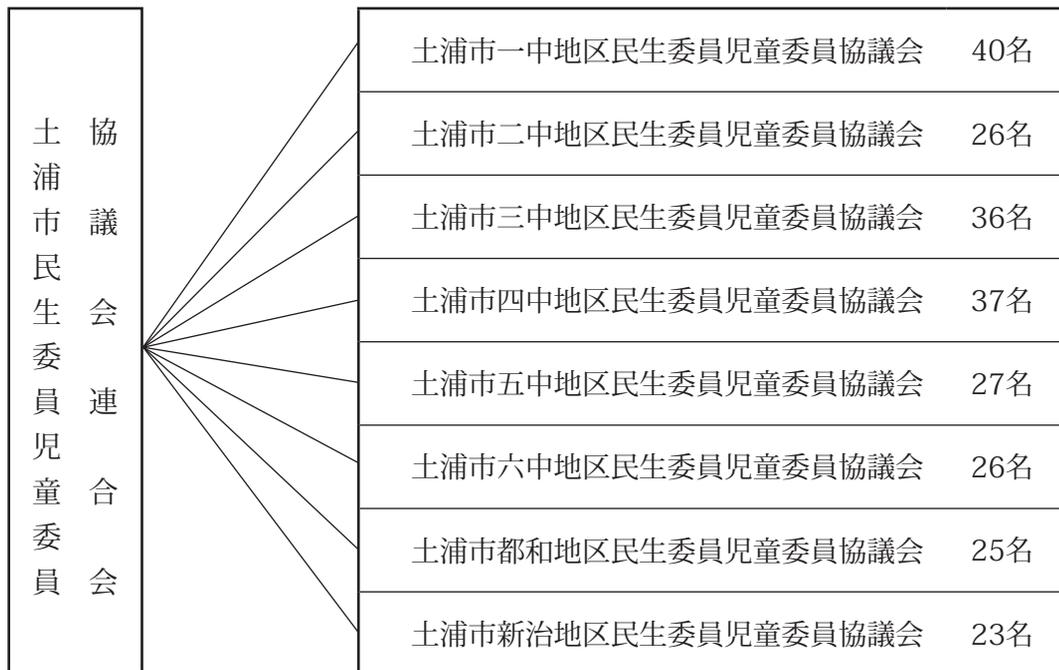
こうした中、本市では、地域におけるさまざまな生活課題に対応すべく、行政・市民・地域・事業者等の協働による、ふれあいネットワークの推進を図り、市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、福祉サービスの充実した、思いやりと優しさにあふれた福祉のまちづくりを進めております。

令和5年度より、ふれあいネットワークを活用し、重層的支援体制整備事業を運営し、地域共生社会を目指します。

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき更生労働大臣から240名（主任児童委員16名を含む。）が委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねています。本市では市内を各中学校単位とする8地区に区分し、地区民生委員児童委員協議会が組織され、生活保護に関する相談や助言をはじめ、高齢者・障害者（児）・児童・ひとり親家庭などを対象に、福祉事務所や児童相談所などの福祉行政機関と連携し、地域に住む人達に密着した福祉活動の担い手としての役割を果たしております。

#### ア 土浦市民生委員児童委員協議会構成図



計 240名

イ 民生委員・児童委員の活動状況

(令和5年度)

		項 目	件 数	項 目	件 数	
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在 宅 福 祉	194	その 他 の 活 動 件 数	調 査 ・ 実 態 把 握	1,426
		介 護 保 険	144		行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	3,264
		健 康 ・ 保 健 医 療	193		地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	7,056
		子 育 て ・ 母 子 保 健	66		民 児 協 運 営 ・ 研 修	9,178
		子 ど も の 地 域 生 活	82		証 明 事 務	259
		子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	768		要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	41
		生 活 費	117		計	21,224
		年 金 ・ 保 険	37	訪 問 回 数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	23,408
		仕 事	9		そ の 他	9,086
		家 族 関 係	87	計	32,494	
		住 居	64	連 絡 調 整 回 数	委 員 相 互	10,303
		生 活 環 境	215		そ の 他 の 関 係 機 関	7,631
		日 常 的 な 支 援	1,385	計	17,934	
		そ の 他	1,161	活 動 日 数	32,745	
	計	4,522				
	(分 野 別)	高 齢 者 に 関 す る こ と	2,142			
		障 害 者 に 関 す る こ と	141			
		子 ど も に 関 す る こ と	1,504			
		そ の 他	735			
		計	4,522			

保 福 健 社

(2) 災害見舞金等の支給

支給目的 市民が災害を受けたときに、被災者又は葬祭を行う者に対して災害見舞金又は弔慰金を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図る。

災害の種類 火災、風水害、震災、その他の自然災害

対象者 本市において、住民基本台帳に記載されている者

支給金額	(ア) 災害により死亡又は死亡したと推定される時。	100,000円
	(イ) 負傷した場合において全治3ヶ月以上入院加療を要するもの。	30,000円
	(ウ) 住家の全焼又は全壊したもの。	50,000円
	(エ) 住家の半焼又は半壊したもの。	30,000円
	(オ) 住家の床上浸水したもの。	10,000円

## 見舞金支給の状況

(令和5年度)

災害による死亡	0件	0円
住家の全焼・全壊	6	300,000
〃の半焼・半壊	0	0
〃の床上浸水	2	20,000
災害による負傷	0	0
計	8	320,000

## (3) 日本赤十字社活動資金募集状況

(令和5年度)

	賛同者	実績額	前年度比
一般社資	24,856名	12,464,482円	96.1%
特別社資	41件	500,399円	96.0%

## (4) 戦没者追悼式

毎年市内の戦没者（1,582名）の遺族を招待して戦没者追悼式を行い、戦没者に対し追悼の意を表すとともに、ご遺族のご苦勞に対して深い敬意を表し、平和を祈念する。

令和5年度 開催日時 9月3日(日) 午後2時

会場 クラフトシビックホール土浦 大ホール

## (5) 社会福祉センター

施設の概要

所在地 土浦市大和町9番2号

指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

面積 6,637,332㎡

構造 鉄筋コンクリート 8階建

設備等 4階 事務室、相談室、応接室2、図書室、団体共用室、講義講習室

5階 調理実習室、高齢者生きがいセンター、クラフト室

6階 ボランティアセンター、ボランティア活動室、点字ライブラリー

事業開始 平成9年10月

## ○利用者数 (令和5年度)

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共有室	ボランティア活動室	その他	計
4	735	0	220	127	206	144	1,432
5	478	18	152	128	202	135	1,113
6	727	20	194	149	303	170	1,563
7	693	0	167	171	197	115	1,343
8	528	0	147	89	183	99	1,046
9	615	7	220	99	210	130	1,281
10	693	6	165	151	207	148	1,370
11	587	29	159	107	192	114	1,188
12	654	47	108	92	168	135	1,204
1	561	30	177	75	246	124	1,213
2	794	6	191	134	191	138	1,454
3	667	62	146	201	212	146	1,434
計	7,732	225	2,046	1,523	2,517	1,598	15,641

○利用団体数（令和5年度）

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共有室	ボランティア活動室	その他	計
4	63	0	27	14	29	68	201
5	61	2	18	18	24	65	188
6	78	1	22	14	34	86	235
7	88	0	24	14	23	49	198
8	59	0	20	8	21	44	152
9	71	1	24	14	25	52	187
10	79	1	22	15	22	67	206
11	81	6	20	15	19	56	197
12	78	4	11	11	17	57	178
1	60	4	21	9	20	51	165
2	79	1	26	12	24	69	211
3	85	4	21	19	25	72	226
計	882	24	256	163	283	736	2,344

(6) 新治総合福祉センター

施設の概要

所在地 土浦市沢辺1423-1  
 指定管理者 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会  
 敷地面積 21,287㎡  
 建物面積 1,992.5㎡  
 構造 鉄筋コンクリート平屋建  
 設備等 大広間、ホール、浴室、リラックスルーム、生きがい工房、  
 コミュニティサロン 他  
 事業開始 平成8年4月

保福  
健社

○利用状況（令和5年度）

月	開館 日数	個人利用者数			団体施設利用者数				ゲート ボール場 公園等	おもちゃ ライブラ リー	まあ〜る いざろん	計
		利用者	有料	無料	ふれあい ホール	生きがい 工房	ボランティア サロン	いきいき サロン				
4	24	1,137	18	1,119	87	20	19	71	0	22	27	1,383
5	24	1,251	5	1,246	85	14	6	52	50	43	34	1,535
6	26	867	2	865	76	20	18	67	0	9	72	1,129
7	25	992	6	986	80	13	10	59	350	15	51	1,570
8	26	943	6	937	76	13	6	37	0	42	31	1,148
9	24	139	0	139	58	26	5	61	0	9	36	334
10	25	138	0	138	135	14	14	60	0	10	39	410
11	24	158	0	158	111	13	5	66	0	24	49	426
12	24	178	0	178	91	18	11	41	3	9	53	404
1	23	136	0	136	66	19	5	58	0	11	35	330
2	23	176	0	176	132	31	15	75	0	4	49	482
3	25	601	0	601	72	19	5	61	0	21	48	827
計	293	6,716	37	6,679	1,069	220	119	708	403	219	524	9,978

### 3 生活保護

生活保護は、高齢や傷病等により生活が困窮したときに、保有する資産や能力の活用、親族の扶養及びその他あらゆるものを活用しても生活できない場合に、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

#### (1) 保護世帯・人員の推移

(各年度末：国県は速報値)

年 度	世帯数			人 員			前年比（世帯数%）			保護率（%）		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
R1	1,635,201	22,641	1,120	2,066,660	28,082	1,318	99.9	100.8	103.4	16.4	9.8	9.5
2	1,641,536	23,120	1,139	2,053,268	28,496	1,342	100.4	102.1	101.7	16.4	10.0	9.7
3	1,641,640	23,500	1,185	2,034,226	28,723	1,407	100.2	101.6	104.0	16.2	10.1	9.9
4	1,647,341	23,728	1,233	2,027,865	28,785	1,465	100.3	100.9	104.1	16.3	10.2	10.3
5	1,650,379	24,205	1,282	2,018,671	29,265	1,517	100.2	102.0	104.0	16.3	10.4	10.7

#### (2) 扶助別人員等の推移

(各年度末)

区分 年度	人員	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
		人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)
R1	1,318	1,149	101.7	1,090	102.4	38	92.7	1,158	105.9	372	108.5	23	127.8
2	1,342	1,170	101.8	1,112	102.0	44	115.8	1,169	100.9	391	105.1	27	117.4
3	1,407	1,227	104.9	1,177	105.8	50	113.6	1,245	106.5	397	101.5	22	81.5
4	1,465	1,286	104.8	1,222	103.8	35	70.0	1,115	89.6	401	101.0	17	77.3
5	1,517	1,329	103.3	1,259	103.0	56	160.0	1,323	118.6	433	108.0	25	147.1

#### (3) 保護開始・廃止件数等の推移

(各年度)

区分 年度	開 始				廃 止			
	世 帯		人 員		世 帯		人 員	
	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数
R1	182	15.2	228	19.0	141	11.8	164	13.7
2	162	13.5	201	16.8	143	11.9	159	13.3
3	187	15.6	236	19.7	150	12.5	161	13.4
4	187	15.6	229	19.1	141	11.8	157	13.1
5	236	19.6	278	23.1	186	15.5	200	16.6

#### (4) 世帯類型別件数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	高齢世帯		母子世帯		障害世帯		傷病世帯		その他の世帯	
		世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
R1	1,120	751	67.2	23	2.1	127	11.3	161	14.4	58	5.2
2	1,139	753	66.1	24	2.1	135	11.9	148	13.0	79	6.9
3	1,185	765	64.6	25	2.1	152	12.8	169	14.3	74	6.2
4	1,233	790	64.1	29	2.4	152	12.3	167	13.5	95	7.7
5	1,282	810	63.2	25	2.0	169	13.2	145	11.3	133	10.4

(5) 扶助別保護費の推移

(各年度)

区分 年度	総額(円)	前年比 (%)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
			支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)
R1	2,364,996,065	103.9	744,047,994	31.5	328,207,342	13.9	3,646,192	0.2	1,185,847,530	50.1	90,856,536	3.8	12,390,471	0.5
2	2,484,479,774	105.1	769,019,596	31.0	345,522,898	13.9	3,196,360	0.1	1,251,991,022	50.4	105,529,830	4.2	9,220,068	0.4
3	2,495,947,559	100.5	774,080,085	31.0	358,394,685	14.4	3,634,632	0.2	1,238,845,421	49.6	108,919,607	4.4	12,073,129	0.4
4	2,574,799,795	103.2	785,250,255	30.5	369,506,450	14.4	4,448,046	0.2	1,290,717,503	50.1	115,700,341	4.5	9,177,200	0.4
5	2,679,267,823	104.1	812,445,609	30.3	386,316,994	14.4	3,317,996	0.1	1,342,813,660	50.1	122,241,074	4.6	12,132,490	0.5

#### 4 中国残留邦人等に対する支援制度

この制度は、平成20年度から開始されたもので、中国残留邦人及び樺太等残留邦人の方が、日本国内で生活し、国民年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に、その方の特別な事情に鑑み、本人及び配偶者に生活費等を給付するものです。

##### (1) 世帯数・人数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	人 数	人数の内訳				
			生活支援(人)	住宅支援(人)	医療支援(人)	介護支援(人)	その他(人)
R1	4	6	6	6	6	6	0
2	3	4	4	4	4	4	0
3	3	4	4	4	4	4	0
4	3	4	4	4	4	4	0
5	3	4	4	4	4	4	0

##### (2) 支援費の推移

(各年度)

区分 年度	総 額 (円)	支援額の内訳				
		生活支援(円)	住宅支援(円)	医療支援(円)	介護支援(円)	その他(円)
R1	13,216,137	5,255,167	1,575,574	5,987,416	397,980	0
2	10,167,271	3,912,736	1,422,700	4,678,884	152,951	0
3	5,932,261	2,375,630	753,600	2,578,606	224,425	0
4	5,739,040	2,363,857	748,800	2,427,956	198,427	0
5	6,622,501	2,360,592	746,400	3,296,990	218,519	0

## 5 障害者福祉

制度の改正等や障害者のニーズに的確に対応しながら、障害福祉サービスの提供、障害者の地域生活への移行の推進、総合的な就労支援の強化などを行い、障害のある方が安心して暮らせる地域社会を目指しています。

### (1) 障害者の現況

#### ア 障害・年齢別 身体障害者手帳交付者数

(令和6年4月1日現在) (単位：人)

区 分	18歳未満		18歳から64歳		65歳以上		合 計	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
視 覚 障 害	5	7.0%	73	6.2%	203	6.8%	281	6.7%
聴 覚 障 害	11	15.5%	88	7.5%	228	7.7%	327	7.8%
音 声 言 語 障 害	0	0.0%	13	1.1%	34	1.1%	47	1.1%
肢 体 不 自 由	44	62.0%	598	50.9%	1,174	39.6%	1,816	43.1%
内 部 障 害	11	15.5%	403	34.3%	1,325	44.7%	1,739	41.3%
合 計	71	100.0%	1,175	100.0%	2,964	100.0%	4,210	100.0%

保  
福  
健  
社

#### イ 令和5年度障害原因別身体障害者手帳新規交付者

(単位：人)

区 分	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	計	率(%)
先 天 的 障 害	1	0	0	1	2	4	1.3%
交 通 事 故	0	0	0	0	0	0	0.0%
脳 血 管 障 害	0	0	1	28	0	29	9.7%
そ の 他 の 疾 病	20	17	2	37	184	260	87.2%
そ の 他 の 事 故	0	0	0	5	0	5	1.7%
合 計	21	17	3	71	186	298	100.0%

#### ウ 年齢別・程度別療育手帳交付者数

(令和6年4月1日現在) (単位：人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
① 最重度	24	10	34	123	65	188	10	6	16	157	81	238
A 重 度	45	18	63	111	53	164	12	11	23	168	82	250
B 中 度	51	23	74	135	96	231	11	12	23	197	131	328
C 軽 度	99	41	140	148	113	261	4	0	4	251	154	405
合 計	219	92	311	517	327	844	37	29	66	773	448	1,221

## エ 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1級	0	1	1	39	43	82	22	25	47	61	69	130
2級	14	6	20	349	365	714	34	52	86	397	423	820
3級	3	4	7	169	173	342	16	14	30	188	191	379
手帳交付者数 計	17	11	28	557	581	1,138	72	91	163	646	683	1,329

## オ 自立支援医療給付等状況

○自立支援医療(精神通院)受給者数

2,800人 (令和6年4月1日現在)

○自立支援医療(更生医療)給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
肢体・内臓など	14	7,276,648	363,740
腎臓・血液透析	46	151,623,377	339,056
合 計	60	158,900,025	702,796

○自立支援医療(育成医療)給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
聴覚・平衡機能	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能	2	48,542	24,271
肢体不自由	4	176,921	30,444
内臓機能	3	447,023	40,000
合 計	9	672,486	94,715

## カ 障害者住宅整備資金貸付事業(令和6年3月末で廃止)

障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者の居住環境を改善するため、障害者専用の居室等を増築若しくは改築・改造するために必要な資金の貸付を行っている。

貸付額等

貸付限度額	償還期限	償還方法
3,000,000円	貸付交付日の属する月の翌月から起算して10年以内 (6か月の据置期間を含む)	元利均等月賦償還又は元利均等半年賦償還(繰上償還可)

対象者 ○身体障害者手帳1～4級又は療育手帳 ㉠、Aの所持者

○上記障害者と同居する親族

令和5年度新規貸付件数 0件

## キ 重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業

重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成します。

1回の乗車につき500円券2枚使用できます。年間50枚分を限度とします。

対象者

○障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方

○障害の程度が㉠又はAの療育手帳の交付を受けた方

○障害の程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

令和5年度福祉タクシー利用状況

- 利用券の交付状況 363人
- 利用件数及び助成金額 8,871件 4,435,400円

ク リフトタクシー運行費補助事業

重度の身体障害者の利便を図るため、リフト付車輛の運行費の一部を補助しています。

- 令和5年度運行費補助件数 1件
- 令和5年度運行費補助金額 160,000円

ケ 手話奉仕員養成事業

手話及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、手話奉仕員の養成講座を開催しています。

- 令和5年度入門課程 35回(70時間) 受講生26人
- 令和5年度基礎課程 35回(70時間) 受講生20人

コ 要約筆記講座事業

要約筆記及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、要約筆記の入門講座を開催しています。

- 令和5年度入門講座 5回 受講生7人

サ 手話通訳者設置事業

本市庁舎に手話通訳者を設置し、ろう者が市役所内での手続や相談を円滑に行えるよう支援しています。

- 令和5年度設置日 毎週月曜日・金曜日(閉庁日を除く)
- 延べ利用者数 205人

シ 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

ろう者のコミュニケーション支援のため、茨城県聴覚障害者協会やすらぎに委託し、手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。

- 令和5年度実績 手話通訳者派遣 83件
- 要約筆記者派遣 23件

ス 難病患者福祉手当支給事業

難病患者(一般特定疾患医療受給者証所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者)の日常生活上の不安や入院及び通院の経済的負担を軽減するため、福祉手当を支給しています。

- 令和5年度受給者数 708人
- 令和5年度支給金額 15,198,000円

セ ひとり暮らし重度聴覚障害者緊急通報システム事業

ひとり暮らし重度聴覚障害者の緊急事態発生時の不安を解消し、生活の安全を確保するため、緊急通報システムを整備しています。

- 令和6年3月末現在設置台数 0台

ソ 障害者手帳交付申請用診断書料助成事業

(ア) 身体

新規の身体障害者手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	342件
助成額	1,692,780円

(イ) 精神

精神障害者保健福祉手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	673件
助成額	3,233,580円

**タ 重度障害者住宅リフォーム助成事業**

身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害1・2級）、又は療育手帳④を所持する方が居住する住宅を、その障害者に適応するように改造する費用について、その一部を助成します。

助成件数	0件
助成額	0円

**チ 土浦市心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独）**

在宅で心身に障害のある方及び在宅の20歳未満の障害児に手当を支給しています。

支給件数	1,513件
支給額	59,153,500円

（内訳）

20歳以上	身障手帳1級～2級	療育手帳④、A、B	精神手帳1級	1,156人
20歳未満	身障手帳1級～4級	〃	精神手帳1級～2級	198人
20歳未満	身障手帳5級～6級	療育手帳C	精神手帳3級	153人
特別児童扶養手当該当者				6人

**ツ 特別児童扶養手当**

中程度以上の心身障害のため日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を監護している父母又は療育者に対し、障害児の生活向上のために支給されます。

令和5年度	手当受給者数	229人
-------	--------	------

**テ 障害者一時介護事業**

在宅障害者の介護者が外出、休息等により一時的に介護が困難になったとき、障害者を一時的に預かり介護します。

対象者	市内在住の障害者で次に該当する満1歳以上の方	
	・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方	
	・医師により、発達障害があると認められた方	
委託先	障害者支援施設「尚恵厚生園」	
令和5年度 利用状況	・延利用人数	82人
	・延利用時間	173時間
	・委託料	259,500円

**ト 特別障害者手当等支給事業**

（ア）特別障害者手当

20歳以上の在宅者で障害基礎年金1級程度の障害が重複している状態又はその障害の程度が最重度で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする障害者に支給されます。

（イ）障害児福祉手当

20歳未満の在宅者で身体障害者手帳1級又は療育手帳④程度の最重度の障害があるため日常生活において常時、介護を必要とする障害児に支給されます。

（ウ）経過的福祉手当

従来福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない20歳以上の障害者に支給されます。

(単位：人、円)

手 当	手当月額	受給者数	受給額
特別障害者手当	27,980	69	23,103,620
障害児福祉手当	15,220	51	9,200,800
経過的福祉手当	15,220	1	181,900
合 計		121	32,486,320

## ナ 茨城県心身障害者（児）扶養共済事業

心身障害者（児）を扶養される方が毎月一定の掛金を納付することにより、万一の場合に障害者に共済年金が支給されます。

(令和6年3月31日現在)

区 分	加入者数（人）
身体障害者	6
知的障害者	29
精神障害者	5
計	40

扶養共済年金受給者数 45人

## ニ 「こころの相談」事業等

事業名	内 容	対 象 者	実施日	実施場所
こころの相談	精神科医師によるこころの相談・指導	こころの病気で悩んでいる方及び家族等	月1回 (予約制)	土浦市役所内

令和5年度 実施件数 22件

## ヌ 土浦市障害者虐待防止センター事業

障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や相談支援を目的として、土浦市社会福祉協議会に委託し実施しています。

令和5年度 相談件数 22件  
保護件数 0件

## ネ 土浦市つくしの家

通常の事業所に雇用されることが困難な18歳以上の知的障害者の方を対象に、日常生活上の支援や生産活動その他の活動の機会の提供等を行い、地域社会において共生できるよう促進します。

所在地	土浦市上高津 1810 番地
開設年月日	平成元年 5 月 1 日
施設の規模	敷地面積 2,406㎡
	建物面積 750㎡
	構 造 鉄筋コンクリート平家建

(令和6年4月1日現在)(単位:人)

施設名	通所対象者	1日利用定員	通所者数
つくしの家 つくし作業所	18歳以上の知的障害者（生活介護）	14	12
	18歳以上の知的障害者（就労継続支援B型）	46	27

## (2) 障害者自立支援給付の内容

### 身体障害者

#### ①介護給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	39	466	34,159,631	21
重度訪問介護	5	58	49,577,617	7
同行援護	26	284	10,830,670	8
生活介護	79	1,221	224,630,093	29
短期入所	19	115	10,154,810	6
施設入所支援	40	443	74,363,068	15
療養介護	15	188	51,330,030	7
計画相談支援	182	500	7,635,990	52
合計	405	3,275	462,681,909	145

#### ②訓練等給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	17	175	35,659,881	14
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	12	87	7,763,658	3
就労移行支援	7	30	4,784,857	5
就労継続支援A型	33	347	57,676,785	18
就労継続支援B型	26	264	30,229,213	22
就労定着支援	1	11	370,667	1
合計	96	914	136,485,061	63

### 知的障害者

#### ①介護給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	18	210	6,045,772	9
行動援護	1	2	103,745	2
同行援護	1	11	266,607	1
生活介護	212	2,620	567,014,843	68
短期入所	36	176	7,988,582	18
施設入所支援	130	1,531	218,193,171	43
療養介護	0	0	0	0
計画相談支援	463	1,176	17,571,005	74
合計	861	5,726	817,183,725	215

#### ②訓練等給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	98	1,049	185,292,745	63
自立訓練(生活訓練)	6	38	5,810,968	4
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
就労移行支援	32	270	52,931,645	10
就労継続支援A型	50	509	69,777,678	19
就労継続支援B型	156	1,691	222,589,059	52
就労定着支援	14	111	3,815,991	5
合計	356	3,668	540,218,086	153

障害児

①介護給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	3	29	871,077	3
同行援護	0	0	0	0
短期入所	8	42	2,319,556	9
計画相談支援	1	2	29,489	1
相談支援(児)	770	1,366	24,703,920	24
児童発達支援	406	4,231	292,394,695	49
放課後デイサービス	409	7,209	567,228,480	77
保育所等訪問支援	20	55	1,494,746	4
合計	1,617	12,934	889,041,963	167

②訓練等給付費

(単位:人、円)

就労移行支援	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

保福  
健社

精神障害者

①介護給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	43	431	9,491,557	15
同行援護	0	0	0	0
生活介護	10	111	15,811,176	7
短期入所	0	0	0	0
施設入所支援	4	29	4,319,828	3
地域移行支援	0	0	0	0
計画相談支援	458	1,252	19,923,809	55
合計	515	1,823	49,546,370	80

②訓練等給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	112	968	154,517,771	54
自立訓練(宿泊型)	2	8	805,636	2
自立訓練(機能訓練)	4	18	1,000,857	2
自立訓練(生活訓練)	15	86	12,575,527	6
就労移行支援	64	465	86,269,987	20
就労継続支援A型	168	1,649	238,320,692	33
就労継続支援B型	162	1,406	161,859,103	63
就労定着支援	14	110	3,735,177	5
合計	541	4,710	659,084,750	185

## 6 高齢者福祉

わが国の人口の高齢化は、世界でも例をみない速さで進展し、高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口の割合）は20%を超え、21世紀半ばには、3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。

国においては、介護を必要とする高齢者の増加や家庭における介護力の低下に鑑み、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）や新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）の策定により高齢者に対する保健福祉施策を推進し、平成11年12月には、今後5か年間の高齢者保健福祉の方向が示され、平成12年度からの新たなプラン（ゴールドプラン21）が策定されました。

さらに、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、自らの選択に基づくサービスが安心して受けられるよう介護保険法が平成9年12月に制定され、平成12年4月から施行されました。

この介護保険制度の施行によって、保健福祉サービスは、「措置」から「契約」へと大きく転換し、市町村の役割は、介護保険の保険者として安定した保険運営とともに、高齢者が安心してサービスが受けられる環境整備や介護サービスの量と質が均衡のとれた体制で供給できるように調整を行うことが重要となっています。

本市においては、平成6年度に「土浦市老人保健福祉計画」を策定し、高齢者への保健福祉施策の積極的な展開を図ってきましたが、当該計画の計画期間が平成11年度末で終了し、平成12年度から介護保険制度がスタートしたことから「土浦市ふれあいネットワークプラン」として、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しました。令和6年度からは、令和5年度に策定した令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第9次土浦市ふれあいネットワークプラン」に基づき、保健福祉施策を積極的に展開しています。

また、今後は、「土浦型地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護予防事業の推進と新たな生活支援サービスの整備、そして医療・介護等の多職種の連携強化、認知症施策の強化・拡充を通じて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域づくりを行っていきます。

### (1) 高齢者人口

#### ・65歳以上の人口状況

（各年4月1日現在）

年度 年齢階層	2		3		4		5		6	
	人口 人	構成比 %								
65歳～69歳	9,745	6.9	9,146	6.5	8,724	6.2	8,328	5.9	8,196	5.8
70～74	10,545	7.4	11,183	7.9	10,903	7.7	10,392	7.4	9,751	6.9
75～79	8,589	6.1	8,286	5.9	8,543	6.1	9,022	6.4	9,258	6.5
80～84	5,915	4.2	6,180	4.4	6,533	4.6	6,778	4.8	7,282	5.1
85～89	3,747	2.6	3,880	2.7	3,983	2.8	4,152	2.9	4,241	3.0
90～94	1,726	1.2	1,844	1.3	1,965	1.4	2,116	1.5	2,145	1.5
95～99	506	0.4	536	0.4	562	0.4	589	0.4	602	0.4
100歳以上	87	-	86	-	84	-	93	-	86	-
計	40,860	28.8	41,141	29.2	41,297	29.3	41,470	29.4	41,561	29.4
総人口	141,655		141,119		140,995		141,233		141,409	

#### ・ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者の状況

（令和6年4月1日現在） 単位：人

	ねたきり高齢者			ひとり暮らし高齢者			認知症高齢者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
65～69歳	45	24	69	32	20	52	54	40	94
70～74歳	51	58	109	66	82	148	113	117	230
75～79歳	92	103	195	162	254	416	213	245	458
80～84歳	145	172	317	190	530	720	347	514	861
85～90歳	111	226	337	135	490	625	291	379	670
90歳以上	77	295	372	73	350	423	237	757	994
計	521	878	1,399	658	1,726	2,384	1,255	2,052	3,307

※施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム）入所者は含まず。

## (2) 要援護老人対策

### ア 「愛の定期便」事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅に、ボランティアの方等が週2回訪問のうえ、乳製品を配布し、「安否の確認」、「健康の保持」、「孤独感の解消」を図ります。

乳製品配布世帯 133世帯(令和6年3月)

### イ ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を貸与し、急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をすることにより不安を解消し、福祉の向上を図ります。

既設置台数 388台(令和5年度末)

令和5年度受信状況 44件(誤報を除く)

### ウ 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、「かかりつけ医」、「持病」、「緊急連絡先」などの情報を保管するキットを配布し、急病等に備えることで安心、安全を図ります。

令和5年度末配布者数 1,165人

### エ 高齢者等在宅生活支援配食サービス事業

食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者を対象に、栄養に配慮した食事を配達し、健康保持及び安否確認を行います。

令和5年度末利用者 125人 年間延配食数 34,125食

### オ 福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と相談等に応じるため、電話を無料で貸与するとともに回線使用料等を助成し、在宅福祉の向上を図ります。

令和5年度末貸与台数 22台

### カ ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成事業

65歳以上のねたきり高齢者に、在宅で受ける理美容サービス料金の一部(1人2回、1回につき3,000円)を助成します。

令和5年度 申請者 100人 利用件数 112件

### キ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ねたきり等により寝具の衛生管理が困難な高齢者に、洗濯、乾燥及び消毒のサービスを年4回まで提供します

令和5年度 申請者 57人 利用件数 152件

### ク ねたきり老人等福祉手当支給事業

疾病等によりねたきり及び認知症の状態にある65歳以上の在宅高齢者に対し、非課税世帯月額5,000円、課税世帯月額2,500円を支給することにより福祉の増進を図ります。

令和5年度末支給状況 ねたきり老人 153人 認知症老人 45人

## ケ 日常生活用具給付事業

日常生活に支障のある概ね65歳以上の高齢者に対し、シルバーカー等の給付を行います。

令和5年度実績

(給付)シルバーカー	7件	電磁調理器	1件
住宅用防災警報器	1件	自動消火器	1件

## コ 高齢者補聴器購入費助成事業

聴力の低下により、日常生活に支障がある65歳以上の高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成します。助成額は、補聴器1台分(片耳)の購入費用の半額で、上限は2万円です。

令和5年度実績 98人

## サ はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業

70歳以上の高齢者と65歳以上のねたきり又は認知症高齢者の介護者が健康の保持と心身の安らぎを得るため、施術費の一部(1人年8回、1回につき1,000円)を助成します。

令和5年度 申請者 569人 利用件数 2,293件

## シ 高齢者移送サービス利用助成事業

65歳以上の高齢者の通院や買い物、社会活動の参加などの際に移動手段として「土浦地区タクシー共同組合」が主体に運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の活用を推進するため、年会費15千円のうち13千円を助成します。また、平成27年6月以降に運転免許証を返納された方に対して、申請により1回のみ年会費の全額を助成します。

令和5年度末 会員数 785人

## ス 高齢者見守りネットワーク事業

ひとり暮らしの高齢者や認知症等の方を対象に、登録番号を記載したキーホルダーを配布し、救急搬送や警察に保護されたなどの緊急時に、キーホルダーの番号をもとに住所・氏名等の登録状況を確認し、警察や消防、病院等に登録情報を提供することで、迅速に対応しています。

令和5年度実績未配布人数 1,024人(実人数)

## (3) 介護者支援

### ア 高齢者家族支援「探索」サービス事業

認知症高齢者を抱える家族等に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを活用して、その居場所を伝えることにより事故の未然防止及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

対象者

徘徊の恐れのある概ね65歳以上の高齢者(要介護認定を受けた者)を介護している家族

令和5年度利用状況 11台

### イ 家族介護者交流事業

家族を日々介護する者の介護の悩み、精神的・肉体的疲労等による厳しい状況を考慮し、一時的に介護から開放し、観光地や施設見学などの行楽の機会を通じて、介護者の相互の交流、心身の回復を図ることを目的に実施します。

令和5年度実績

- ・期 日 令和6年2月16日(金)
- ・場 所 まちかど蔵、小町の館
- ・参加者 4人

(4) 生きがい対策

ア 高齢者クラブ活動助成事業

60歳以上の高齢者が加入でき、教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行う高齢者クラブに対し、活動費を助成します。

令和5年度実績

クラブ数	会員数	補助対象クラブ数	市補助金額
79	2,727	77	3,500 千円

イ 高齢者と子供のふれあい事業

生活文化の伝承活動など、高齢者と児童等との世代間交流活動を推進して、高齢者の生きがいを高めるとともに児童の健全育成を図ります。

令和5年度 16団体で実施

ウ 生きがい対応型デイサービス事業

地域住民等が地域のボランティアの協力のもとに、空き家、空き店舗などを有効に活用し、地域において支援を必要とする高齢者等を対象に地域の実情に応じて行う福祉事業に対して、運営支援を行います。

- ・令和4年度末現在  
全8中学校地区で、計8箇所で開催

(5) 祝賀の制度

ア 敬老事業

高齢者に対して長寿を祝福し敬意を表すため、祝金品を贈呈することにより福祉の増進を図ります。

敬老祝金・記念品等実績

対 象 者	令 和 4 年 度 実 績	
	人 数	記 念 品 等
最高齢者	1 人	祝状
100 歳	43 人	祝状・祝金 (2 万円)
88 歳	808 人	祝状
計	852 人	

イ 金婚をたたえる集い

結婚50年を迎えられた夫婦に対し、永年社会に貢献された実績に感謝の意を表し、今後も健康で、豊かな生活を営めることを目的とします。

令和5年度 市内会場に 98組を招待

## (6) 老人ホーム等への入所

### 養護老人ホーム

入所措置の決定については、土浦市老人ホーム入所判定委員会（委員数6名）が行います。

入所措置者 1名（令和5年度末現在）

### 特別養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者であって、介護保険制度下における要介護認定において原則要介護3以上の認定を受け、身体若しくは精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な方が入所します。入所については、各施設で設置した入所判定委員会が決定し、入所者又はその家族と施設との契約により行います。

### ケアハウス（軽費老人ホーム）

高齢者向けの住宅機能を有し、高齢者の生活や心身機能の特性を考慮して基本的なサービスは、食事、入浴の準備、緊急時の対応等と最少限となっており、入居者の自主性を尊重した施設です。

## (7) 介護支援ボランティア制度事業

市内に住民登録のある65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）が、市の指定する市内の特別養護老人ホームで介護支援ボランティア活動を行い、ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、自身が社会活動を通して介護予防を目指すものです。

また、その活動実績に対して評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた転換交付金を交付しています。

令和5年度実績 登録者数 20人

## (8) 老人福祉センター

地域在住の老人に対して各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練ならびに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で地域老人に健康で明るい生活を営む場を提供します。

### 使用料

使用者区分	使用料
市内居住の60歳以上の方	無 料
市内居住の中学生以上60歳未満の方	300円
市外居住の中学生以上の方	500円
小学生以下の方	無料（免除）

### ○湖畔荘

#### 施設の概要

所在地	土浦市手野町1892番地1
指定管理者	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
敷地面積	4,986m <sup>2</sup>
建物面積	764.33m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	事務室、大集会室、教養娯楽室2、機能回復訓練室、相談室2、浴室2 他
定員	100人
事業開始	昭和56年5月

令和5年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者(内訳)	
		回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	24	11	130	11	82	1,050	1,262	1,259	3
5	24	11	124	13	108	1,068	1,300	1,298	2
6	26	15	165	15	131	1,108	1,404	1,395	9
7	25	8	101	16	128	1,046	1,275	1,275	0
8	26	8	93	10	89	1,013	1,195	1,194	1
9	24	10	139	14	142	980	1,261	1,260	1
10	24	13	175	17	149	1,094	1,418	1,411	7
11	23	10	121	17	130	1,148	1,399	1,398	1
12	24	11	162	16	132	1,253	1,547	1,539	8
1	23	9	146	17	150	789	1,085	1,078	7
2	23	10	102	15	142	1,184	1,428	1,426	2
3	25	12	170	17	175	25	1,620	1,618	2
計	291	128	1,628	178	1,558	11,758	16,194	16,151	43

○つわぶき

施設の概要

所在地 土浦市中都町一丁目5428番地2  
 指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会  
 敷地面積 5,000㎡  
 建物面積 717.87㎡  
 構造 鉄筋コンクリート平家建  
 設備等 事務室、大集会室、相談室、教養娯楽室2、学習室、訓練コーナー、浴室2 他  
 定員 100人  
 事業開始 平成4年9月

保福  
健社

令和5年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		学習室		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者(内訳)	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	24	19	153	24	77	7	85	1,160	1,475	1,463	12
5	24	18	132	23	67	11	155	1,233	1,587	1,575	12
6	26	22	147	26	104	12	160	1,347	1,758	1,740	18
7	25	21	169	26	95	14	135	1,267	1,666	1,647	19
8	26	23	118	27	99	12	115	1,184	1,516	1,502	14
9	24	25	200	26	92	13	138	1,242	1,672	1,656	16
10	25	25	222	25	89	12	152	1,394	1,857	1,846	11
11	24	24	168	28	94	13	116	1,364	1,742	1,733	9
12	24	25	177	29	104	11	103	1,324	1,708	1,701	7
1	23	22	175	28	96	13	148	1,431	1,850	1,840	10
2	23	22	173	27	112	13	190	1,347	1,822	1,806	16
3	25	25	193	32	123	12	102	1,467	1,885	1,866	19
計	293	271	2,027	321	1,152	143	1,599	15,760	20,538	20,375	163

○うらら

施設の概要

所在地 土浦市大和町9番2号（総合福祉会館6階）  
 指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会  
 面積 618㎡  
 構造 鉄筋コンクリート 8階建  
 設備等 事務コーナー、大広間、相談室、娯楽室、ロビー兼訓練コーナー、浴室2他  
 定員 100人  
 事業開始 平成9年10月

令和5年度 利用状況

月別	利用 日数	大広間		娯楽室1・2		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者(内訳)	
		回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	24	24	192	7	24	1,150	1,366	1,363	3
5	23	23	132	8	32	1,049	1,213	1,210	3
6	26	26	200	9	34	1,154	1,388	1,386	2
7	26	26	181	3	23	1,171	1,375	1,372	3
8	26	26	149	7	27	1,135	1,311	1,308	3
9	25	25	149	7	28	1,040	1,217	1,214	3
10	26	26	160	9	49	1,203	1,412	1,412	0
11	24	24	143	6	30	1,100	1,273	1,269	4
12	24	24	202	12	65	1,171	1,438	1,428	10
1	24	24	196	8	38	1,130	1,364	1,351	13
2	23	23	154	10	71	1,158	1,383	1,380	3
3	26	26	179	7	38	1,376	1,593	1,593	0
計	297	297	2,037	93	459	13,837	16,333	16,286	47

(9) ふれあいセンター

○ふれあいセンター「ながみね」

隣接する清掃センターのごみ焼却時に発生する余熱を有効活用し、高齢者の生きがい活動施設、更に多くの方々が利用可能な 目的ホール、水中運動を目的とした運動プール、気泡浴の温水利用施設等を整備し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用できる複合的福祉施設です。

施設の概要

所在地 土浦市中村西根2078番地1  
 指定管理者 株式会社ビート  
 面積 敷地 10,355.01㎡ 建物 2,536.81㎡  
 構造 鉄筋コンクリート平屋建  
 設備等 事務室、運動プール(温水)、多目的ホール、趣味室、教養娯楽室、会議室  
 生きがい工房、浴室2 他  
 事業開始 平成15年6月

施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金
運動プール 及び浴室	市内に居住する者	小学生以下の者	無 料
		60歳以上の者	150円
		上記以外の者	300円
	市外に居住する者	小学生以下の者	無 料
上記以外の者		500円	
多目的ホール	午 前	9時～12時	1,720円
	午 後	13時～17時	2,505円
	夜 間	18時～21時	2,040円

令和5年度 利用状況

月別	利用 日数	利用 者数	内 訳												
			プール・浴室			多目的ホール		趣味室		教養娯楽室		会議室		その他	
			大人	子供	計	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4	26	7,976	5,446	471	5,917	22	340	9	59	0	0	10	117	18	1,543
5	26	7,748	5,347	441	5,788	26	402	9	57	0	0	7	77	16	1,424
6	26	8,452	5,673	576	6,249	21	423	6	29	0	0	15	157	16	1,594
7	26	8,512	5,892	809	6,701	25	470	7	64	0	0	12	119	17	1,158
8	27	8,712	5,791	1,035	6,826	18	238	6	41	0	0	7	69	14	1,538
9	26	8,006	5,063	680	5,743	24	389	8	46	0	0	5	76	14	1,752
10	26	8,031	5,320	543	5,863	22	312	7	65	0	0	8	88	15	1,703
11	26	8,008	5,421	466	5,887	26	391	7	52	0	0	10	95	15	1,583
12	24	7,672	5,291	400	5,691	24	390	8	45	0	0	10	96	14	1,450
1	24	7,516	5,248	325	5,573	25	353	7	79	0	0	10	110	13	1,401
2	25	8,467	5,980	403	6,383	23	306	7	60	0	0	11	125	16	1,623
3	25	9,396	6,493	439	6,932	27	450	7	66	0	0	6	111	13	1,837
計	307	98,526	66,965	6,588	73,553	283	4,464	88	663	0	0	111	1,240	181	18,606

## (10) 介護保険制度

### ア 保険者（制度の運営主体）

この制度の運営主体となる保険者は市町村で、国・県は財政面及び事務面から市町村を支援します。

### イ 施行日（制度の始まり）

制度は、平成12年4月1日から施行されました。

### ウ 対象者及び保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）が介護保険に加入します。

【令和3年度の保険料】

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寝たきり・認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常動作について常に介護が必要な方</li> <li>○家事や身支度等の日常生活に支援が必要な方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初老期認知症、脳血管障害等の老化に伴う病気によって介護が必要になった方</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階 21,000円（基準額×0.285） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下、又は、老齢福祉年金受給者、若しくは、生活保護を受けている方</li> <li>○第2段階 35,700円（基準額×0.485） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方</li> <li>○第3段階 50,500円（基準額×0.685） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方</li> <li>○第4段階 66,400円（基準額×0.9） 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方</li> <li>○第5段階 73,800円（基準額） 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、第4段階以外の方</li> <li>○第6段階 88,500円（基準額×1.2） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> <li>○第7段階 95,900円（基準額×1.3） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> <li>○第8段階 110,700円（基準額×1.5） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> <li>○第9段階 125,400円（基準額×1.7） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方</li> <li>○第10段階 140,200円（基準額×1.9） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方</li> <li>○第11段階 154,900円（基準額×2.1） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方</li> <li>○第12段階 169,700円（基準額×2.3） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方</li> <li>○第13段階 177,100円（基準額×2.4） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が720万円以上の方</li> </ul>	<p>加入している医療保険の算定方法に基づいて設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料は、給料に応じて変動します。</li> <li>○保険料は、事業主と折半になります。</li> <li>○健康保険の被扶養者は、加入している医療保険の被保険者が皆で保険料を負担することになりますので、直接の負担はありません。</li> </ul> </li> <li>●国民健康保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料は、所得・資産等に応じて変動します。</li> <li>○保険料と同額の国庫負担があります。</li> </ul> </li> </ul>
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年金額が18万円以上の方は年金から差し引き、それ以外の方は市に個別に支払います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療保険料と一括して支払います。</li> </ul>

## エ サービスの内容

介護を必要とする場合は、保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられます。

### 居宅サービス

介護予防サービス（要支援1・2の方）	介護サービス（要介護1～5の方）
訪問サービス ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導	訪問サービス ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導
通所サービス ○介護予防通所リハビリテーション	通所サービス ○通所介護（デイサービス） ○訪問リハビリテーション
短期入所サービス（ショートステイ） ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護	短期入所サービス（ショートステイ） ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
○介護予防特定施設入所生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 ○介護予防住宅改修費支給	○特定施設入所者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○住宅改修費支給

保  
福  
健  
社

### 施設に入所してのサービス

	<p>介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けられます。</p> <p>介護老人保健施設 （老人保健施設） 病状が安定し、家庭へ戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。</p> <p>介護医療院 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けることが出来ます。</p>
--	--

### 地域密着型サービス

地域密着型介護予防サービス	地域密着型サービス
○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 （グループホーム ※要支援2の方のみ）	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護（デイサービス） ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護

## オ 居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

居宅サービスは、介護の必要度（要介護状態区分）に応じて給付額に限度があります。限度額は、要介護状態区分ごとに以下のように決められています。

サービス利用者は、利用限度額の範囲内で実際に利用した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担しますが、限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分の費用は全額自己負担となります。

「福祉用具購入費の支給」と「住宅改修費の支給」については、サービスごとの利用限度額が別に定められます。

### 居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

区分	状 況	利用限度額
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で出来るが、予防のために支援を要する状態	50,320円
要支援2	要支援1の状態から手段的に日常動作を行う能力が低下し、何らかの支援が必要な状態	105,310円
要介護1	食事、排せつ、着替えは何とか自分でできるが、何らかの支援又は部分的な介護が必要な状態	167,650円
要介護2	食事、着替えは何とか自分でできるが、排せつは一部手助けが必要な状態	197,050円
要介護3	食事、排せつ、着替えのいずれも一部手助けが必要な状態	270,480円
要介護4	重度の認知症状があり、食事、排せつ、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態	309,380円
要介護5	ねたきりの状態で、寝返りもできず、食事、排せつ、着替えのすべてに全面的な手助けが必要な状態	362,170円

※上記の支給限度額は、標準地域のもので、地域差は勘案していません。

#### 【短期入所サービス利用時の注意点】

- \* 短期入所サービスを連続して30日を超えて利用することはできません。
- \* 短期入所サービスの利用日数は要介護認定有効期間の概ね半数を超えない利用となります。

### 福祉用具の貸与・購入費の支給、住宅改修の支給内容

サービスの種類	支給の対象	サービスの支給限度額
福祉用具の貸与 ※1	車椅子、電動補助装置等の付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品（特殊寝台のマットレス・サイドレール、介助用ベルト等の付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、認知症性老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排せつ処理装置	居宅サービスの支給限度額に含まれます。
福祉用具購入費の支給※1	腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具の部分、自動排せつ処理装置の交換可能部分、排せつ予測支援機器	1年間で10万円
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止、引き戸等への扉の取替、洋式便器への取替等	20万円

※1 「福祉用具の貸与」及び「福祉用具購入費」の支給対象となるのは、介護保険の指定となっている事業所からの貸与及び購入に限られます。また、介護によっては「福祉用具の貸与」ができないものもあります。次のは購入と貸与の選択制：固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

※2 「住宅改修費の支給」には事前の申請が必要となります。

## カ 施設サービスの利用額と自己負担

施設サービスは、介護サービス費の1割負担（一定以上の所得のある方は2割又は3割）のほかに、食事・居住費の費用と日用品費が自己負担となります。

区 分	サービス利用額（1割負担分）	食事・居住費の費用
特別養護老人ホーム	17,670円～28,650円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
老人保健施設	21,510円～30,540円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
介護医療院	21,630円～41,760円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。

※施設サービスの利用額は、施設や要介護状態区分に応じて異なります。

## キ 利用者負担等の減額制度

介護保険では、認定を受けた利用者がサービスを利用した場合、費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担していただくほか、施設サービスなどでは食費・居住費・日常生活費の実費を負担していただきますが、負担が高額になったり、所得の低い方などの負担が大きくならないよう利用者負担等の減額制度が設けられています。

また、国が市町村（保険者）を支援して実施する低所得者対策に加え、本市が独自に実施する低所得者対策により、低所得者の負担の軽減をしています。

### (ア) 高額介護（居宅支援）サービス費の支給

介護保険によるサービス利用者に対して一定の利用者負担限度額を設けて、その金額を超えた部分を申請により払い戻します。

#### 介護保険自己負担の上限額

対象者	利用者負担限度額(月額)
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円
課税所得約380万円(年収約770万円)以上 ～同約690万円(同約1,160万円)未満の方	93,000円
住民税課税～課税所得約380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円
生活保護の受給者、利用額負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

### (イ) 旧措置制度による特別養護老人ホーム入所者の減免制度

これまでの措置制度による特別養護老人ホーム入所者の中には、身寄りが無い等の低所得者が多く、事から経過措置として、所得に応じ利用者負担が軽減されます。

### (ウ) 居住費・食費の軽減制度

施設へ入所した場合、居住費・食費の負担額は施設と利用者の契約により決められますが、所得の低い方については、所得状況に応じた自己負担限度額に軽減されます。

なお、次の①②のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯が分離している配偶者が住民税課税者の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記の額を超える場合
  - 第1段階及び第2号被保険者(40～64歳)の方: 単身1,000万円, 夫婦2,000万円
  - 第2段階: 単身650万円, 夫婦1,650万円
  - 第3段階①: 単身550万円, 夫婦1,550万円
  - 第3段階②: 単身500万円, 夫婦1,500万円

利用者負担段階		居 住 費				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、老齢年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	特別養護老人ホーム380円 介護老人保健施設550円	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	880円	550円	特別養護老人ホーム480円 介護老人保健施設550円	430円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	特別養護老人ホーム880円 介護老人保健施設1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が120万円超の方					1,360円	1,300円

※年金収入額については、課税年金と非課税年金(遺族年金や障害年金など)の収入額を勘案します。

## (エ) 本市が実施する低所得者対策

国が実施する訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担軽減措置に合わせ、障害者に対し、利用者負担を減免しています。

また、社会福祉法人の提供するサービス利用の利用者負担軽減対策は、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）の各サービスの利用者及び施設入所者に対し、利用者負担額を $\frac{1}{2}$ に減額しています。

### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担減額制度

申請をしてこの認定を受けると、訪問介護及び介護予防訪問介護の利用者負担額（一割負担分）が免除になります。対象となる方は次のとおりです。

対 象 者	利 用 者 負 担
<p>○障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっている方で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>(1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳に到達したことで要介護または要支援の認定を受けた方。</p> <p>(2) 40歳から64歳までの方で、要介護または要支援の認定を受けている方</p>	利用者負担額を全額免除

### ② 社会福祉法人等利用者負担減額事業

申請をしてこの認定を受けると、減額実施の申し出のあった社会福祉法人による対象サービスを利用する際、介護保険の利用者負担額（一割負担分）等の料金が減額になります。対象となる方、対象サービス、及び減額の内容は次のとおりです。

#### 社会福祉法人等による利用者負担減額措置

対 象 者	
世帯全員が市町村民税非課税の方のうち、前年中に所得がなかった方で、当該社会福祉法人が減額の必要を認めた方、かつ介護保険料の滞納がない方。所得控除の扶養対象者となっていない方。	
対象サービス	利用者負担
<p>○訪問介護 ○基準型訪問サービス ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額 *なお、「訪問介護利用者負担減額措置」と併用して減額を受けることはできません。
<p>○通所介護 ○基準型通所サービス ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護</p>	(利用者負担+食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護</p>	(利用者負担+食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額

※被保護者（生活保護受給者）の方については、「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護」の居住費（従来型個室、ユニット型準個室）のみ、この事業の適用となり、利用者負担は「免除」となります。

## ク 介護保険対象外の市の独自サービス

### (ア) 居宅介護サービス利用者負担額助成事業

本市では、居宅サービスを利用したときに負担する利用者負担額の一部を助成することにより、居宅サービスの利用の促進を図るとともに当該利用者の生活を支援しています。

対象者	次のいずれも満たす方 (1)世帯全員が市町村民税非課税の方 (2)給与収入および公的年金収入を除く収入の合計所得金額が0円 (3)介護保険料の滞納がない方
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、基準型訪問サービス、基準型通所サービス
助成額	利用者負担額の1/2に相当する額
給付方法	償還払い (いったん利用者負担額の全額を支払い、後から請求により助成額分を給付します。)

### (イ) 居宅介護サービス特別事業

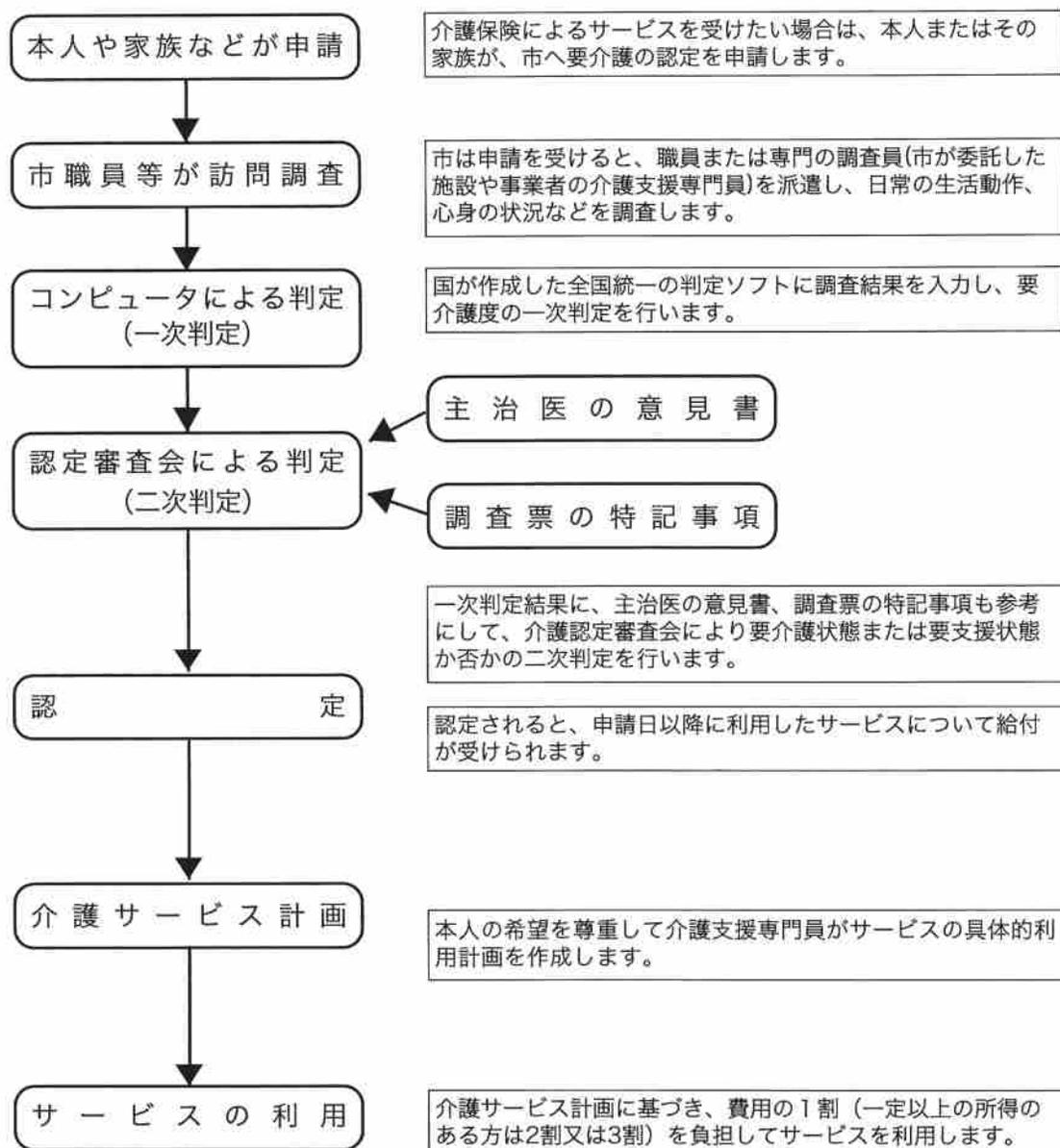
重度の要介護認定者については介護の手がかり、介護者の精神的、肉体的負担も大きく、介護保険の限度額を超えるサービスの利用を希望したときには、費用負担も大きくなることが考えられます。

このような状況を緩和するため、本市では要介護4・5の方について介護保険の給付に上乗せして給付を行います。

対象者	要介護4	要介護5
上乗せ額	3万円が上限	5万円が上限
本人負担	2割（自己負担2割の方は3割、3割の方は4割）	
給付方法	償還払い (いったん費用の全額を支払い、後から請求により本人負担分以外の費用を給付します。)	
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険での利用限度額を超過して利用した費用に限る。</li> <li>対象サービスは、介護保険の居宅サービスと同様とする。</li> <li>有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及びそれに準ずるサービスを提供する施設の入居者は支給対象外とする。</li> </ul>	

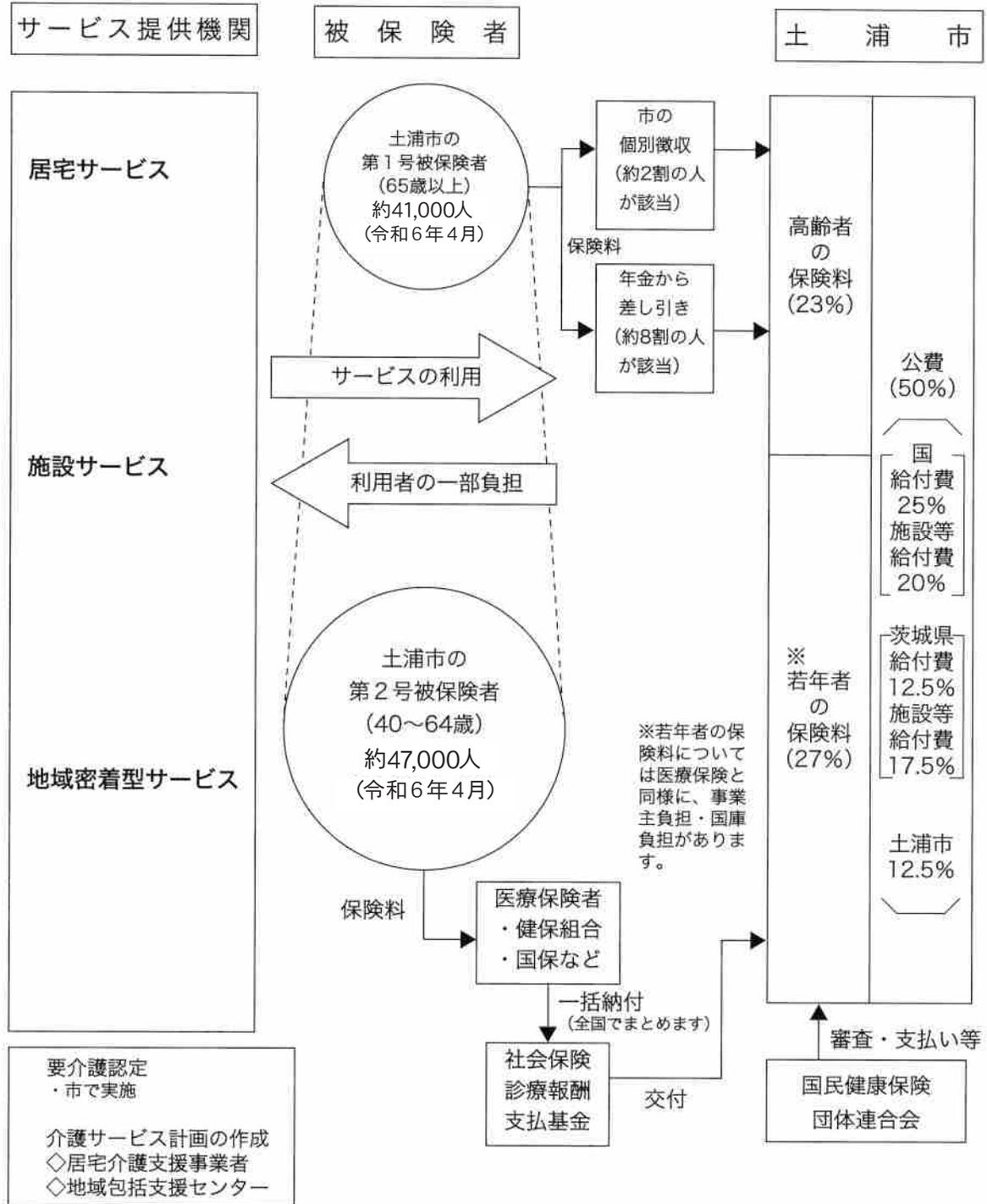
## ケ サービス利用手続き

ねたきりや認知症などで介護が必要となったときや、日常生活に支援が必要になったときは、本人またはその家族が介護を必要とする状況を判断してもらうために、市に要介護認定の申請を行う必要があります。



※要介護認定は、一定期間ごとに見直しがあります。また状態に変化のあったときは、期間の途中でも要介護度変更の判定を受けることができます。

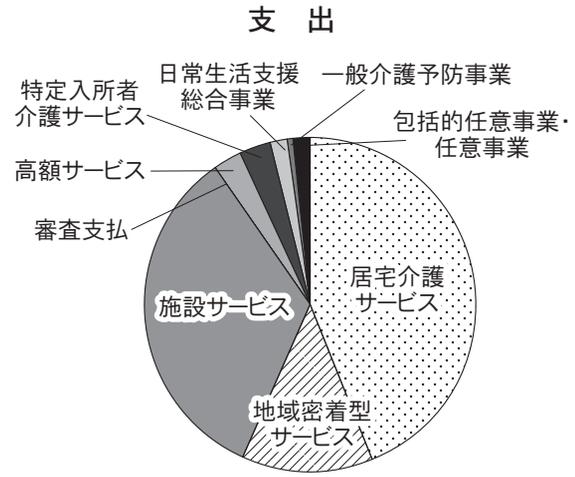
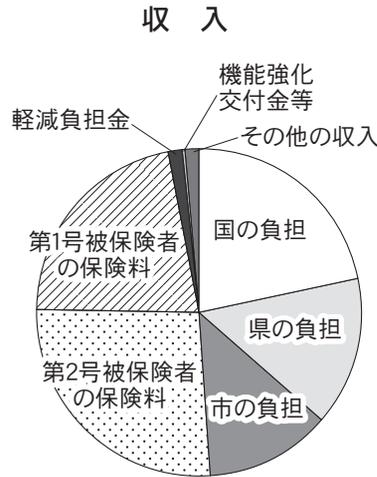
コ 介護保険制度の仕組み



保  
福  
健  
社

サ 令和5年度の状況

(ア)財源(収入)と給付(支出)内訳



単位：千円,%

国の負担	2,663,510	21.9
県の負担	1,767,232	14.5
市の負担	1,532,463	12.6
第2号被保険者の保険料	3,202,774	26.4
第1号被保険者の保険料	2,652,033	21.8
低所得者保険料軽減負担金	163,255	1.3
保険者機能強化推進交付金等	35,645	0.3
その他の収入	141,275	1.2
合計	12,158,187	100.0

単位：千円,%

居宅介護サービス	5,348,853	44.0
地域密着型サービス	1,551,403	12.8
施設サービス	4,077,106	33.5
審査支払手数料	10,079	0.1
高額サービス	350,894	2.9
特定入所者介護サービス	352,934	2.9
日常生活支援総合事業	206,481	1.7
一般介護予防事業	54,845	0.5
包括的支援事業・任意事業	205,592	1.6
合計	12,158,187	100.0

(イ)第1号被保険者数

年齢区分	人数
65歳以上75歳未満	17,840
75歳以上	23,085
合計	40,925

(ウ)所得段階別第1号被保険者数

所得段階	被保険者数	構成比
第1段階	6,936	16.9%
第2段階	3,086	7.5%
第3段階	2,846	7.0%
第4段階	5,169	12.6%
第5段階	5,140	12.6%
第6段階	5,786	14.1%
第7段階	6,254	15.3%
第8段階	2,926	7.1%
第9段階	905	2.2%
第10段階	584	1.4%
第11段階	325	0.8%
第12段階	201	0.5%
第13段階	767	1.9%
合計	40,925	100%

(エ) 要介護・要支援認定者数 (令和6年3月末)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	認定率
第1号被保険者	633	788	1,687	1,529	1,195	945	586	7,363	18.0%
65歳以上75歳未満	67	88	192	146	104	80	56	733	4.1%
75歳以上	566	700	1,495	1,383	1,091	865	530	6,630	28.7%
第2号被保険者	14	12	36	29	27	14	14	146	
計	647	800	1,723	1,558	1,222	959	600	7,509	

\*認定率は、第1号被保険者(40,925人)に対する認定者の割合となります。

(オ) 居宅介護(支援)サービス受給者数 (令和6年3月月報)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	151	285	1,196	1,171	667	438	235	4,143
第2号被保険者	3	3	27	21	13	8	6	81
計	154	288	1,223	1,192	680	446	241	4,224

(カ) 地域密着型サービス受給者数 (令和6年3月月報)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	0	1	272	249	179	126	71	898
第2号被保険者	0	0	8	2	2	1	3	16
計	0	1	280	251	181	127	74	914

(キ) 施設介護サービス受給者数 (令和6年3月月報)

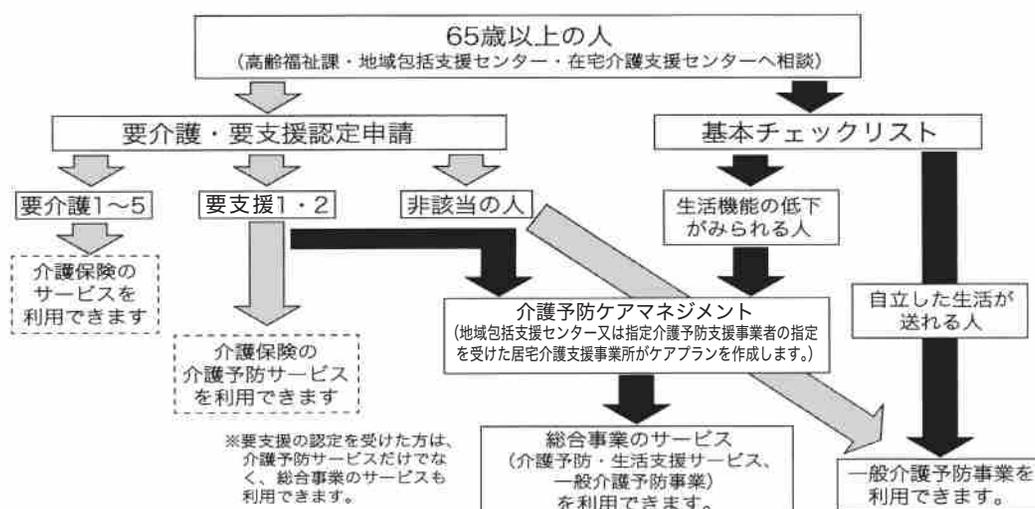
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	計
第1号被保険者	718	464	40	1,222
第2号被保険者	11	7	1	19
計	729	471	41	1,241

(11) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは、健康維持のための運動教室や、多様な主体による、多様なサービスを取り入れた、要支援者等を対象にした介護予防施策です。(平成29年度開始)

下記の流れのとおり、生活機能等を確認するため25項目の質問事項による「基本チェックリスト」を実施し、一定の基準を満たした方が事業対象者となります。

要支援認定を受けている方及び事業対象者は、介護予防・生活支援サービス、一般介護予防サービスを利用することができます。(一般介護予防事業については、一般高齢者も利用可能)



## イ 介護予防・生活支援サービス

### 訪問型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の訪問サービス (基準型訪問サービス)	これまでの介護予防訪問介護。身体介護・生活援助サービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による訪問サービス (緩和型訪問サービス)	ボランティア又は会員が自宅に訪問し、家事援助サービス(調理・買い物・掃除の代行等)を提供します。(シルバー人材センター、社会福祉協議会で実施)	100円/1時間

### 通所型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の通所サービス (基準型通所サービス)	これまでの介護予防通所介護。通所介護事業所において機能訓練等のサービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による通所サービス (緩和型通所サービス)	市の指定を受けた介護事業所などがミニデイサービス、運動、レクリエーションなどを提供します。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)

## ウ 一般介護予防事業

### 介護予防普及啓発事業

フレイル予防啓発講座	筋力低下や低栄養、閉じこもりなどにより、心や体の機能が低下しやすくなった状態「フレイル」を予防するための運動教室です。
------------	---

### 地域介護予防活動支援事業

事業の名称	内 容	利用者負担
シルバーリハビリ 体操教室	各中学校地区の公民館などで、ボランティアが指導する住民主体の介護予防教室です。	無料
介護支援ボランティア 制度事業	介護施設などでのボランティア活動を通じて、社会参加・地域貢献を行うとともに、自らの心身の健康の保持や増進につながる介護予防を支援します。活動実績にポイントを付与し、それに応じた転換交付金を交付します。	無料
生きがい対応型 デイサービス	各中学校地区に1箇所、健康や生きがいづくりのための趣味活動を行う施設です。週6日(日曜日、祝日休み)	100円/日
介護予防応援事業	高齢者の通いの場に出向き、運動・認知症・口腔ケア等の講話や運動指導を行い、また、介護予防体操のマニュアルを配付し、個人・地域単位による介護予防の取組を応援します。	無料

## (12) 地域包括支援センター

### ア 地域包括支援センターとは

高齢者等の方が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援を行う総合相談機関です。ここでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となり、適切なサービスを提供します。

### イ 地域包括支援センター

○土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら TEL 824-0332

担当区域：1中地区、3中地区、4中地区、6中地区

○医療法人社団青洲会 地域包括支援センターかんだつ TEL 869-7035

担当区域：2中地区、5中地区、都和地区、新治地区

相談窓口開設時間 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

### ウ 事業と内容

#### (ア) 要支援認定者等のケアプラン作成

##### ①介護予防支援

要支援1・2と判定された方で、予防給付のサービスを利用した場合のケアマネジメントです。

令和5年度実績(単位:件)

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	3,191	1,965

②介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と判定された方及び基本チェックリストにより総合事業の対象者となった方に対する、介護予防生活支援サービス及び一般介護予防事業を利用した場合のケアマネジメントです。

令和5年度実績（単位：件）

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	4,737	3,953

(イ) 総合相談支援

高齢者の方に関する様々な相談を受けて、どのような支援が必要かを把握し適切なサービスにつなぎます。

令和5年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
総合相談	6,791	6,465

(ウ) 権利擁護に関する支援

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見人制度の活用により、高齢者の方の権利を擁護します。

令和5年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
権利擁護・虐待防止	351	243

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護に係わる介護支援専門員等の方を対象に、充実したケア体制を作るための指導や助言、関係機関との調整を行います。

令和5年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
包括的継続的ケアマネジメント	276	186

エ 地域包括支援センターブランチ（在宅介護支援センター）

地域包括支援センターの地域における相談窓口として、身近なところで、気軽に専門家に相談できるとともに、必要な保健福祉サービスが受けられるよう、相談員や看護師等を配置し、24時間体制で相談を受けています。

令和5年度利用状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

		滝の園	協同病院	静霞園	もりの家	飛羽ノ園	神立病院	やすらぎの園	憩いの里	合計
相談 方法 (延)	(1)電話	70	298	118	707	209	66	85	43	1,685
	(2)来所	2	27	5	12	7	5	6	1	76
	(3)訪問	91	84	171	426	290	135	78	97	1,443
	計	163	409	294	1,145	506	206	169	141	3,204

(13) 在宅医療・介護連携拠点事業

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、下記の事業を実施し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療と介護の支援体制を構築します。

(ア) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療において、関わりのある専門職との情報共有支援ツール、「在宅ケア連携手帳」と、在宅において病気の急変時の連携体制を円滑にするための「急変時の対応シート」を作成、配布を行っています。



(イ) 医療・介護関係者の研修

多職種連携強化、スキルアップを目的に、本市独自の研修会「つちうLabo」を開催しました。

	開催日	場 所	内 容	参加者数
第1回	R5.6.15(木)	市役所 2階 研修室 1・2	「高次脳機能障害」	49
第2回	R5.8.17(木)	〃	「退院時の在宅移行支援」	54
第3回	R5.10.26(木)	消防本部 3階 講堂	「在宅療養と看取り」	54
第4回	R5.12.21(木)	市役所 2階 研修室 1・2	「急変時の対応」	49

(ウ) 市民への普及啓発

	第1回	第2回
テーマ	認知症とともに生きる	落語で学ぼう人生会議
開催日	令和5年9月2日(土)	令和6年2月3日(土)
場 所	クラフトシビックホールつちうら 大ホール	クラフトシビックホールつちうら 小ホール
参加者	320名	107名

(14) 認知症施策推進事業

認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしくくらし続けることができる地域づくりを目的に、認知症の方への支援や介護者への支援を行います。

(ア) 認知症初期集中支援チーム（平成28年10月～）

医療・介護の専門職員と認知症サポート医によりチームを編成し、主に認知症の疑いのある方や認知症の初期の段階の方で、かつ、継続的な医療や介護に繋がっていない方を対象に適切な支援を行います。

対応件数 27件（令和6年3月末）

(イ) 認知症カフェ「ふれあい茶屋」（平成28年10月～）

認知症の方の社会性の維持、介護者の情報共有の場として活躍する認知症カフェを市内2か所で開催しています。

名 称	場 所	開催日時（原則）	参加者人数（人）
ふれあい茶屋 「おらが里」	土浦市沢辺1423-1 新治総合福祉センター内	毎月第1水曜日 13:00～14:00	227
ふれあい茶屋 「さくら」	土浦市大和町9-1 土浦市役所2階研修室	毎月第3月曜日 13:00～14:30	138

(ウ) 「よくわかる認知症ガイドブック」、「認知症ケアパス」の発行

認知症の方の在宅生活を支える地域支援を掲載した冊子「よくわかる認知症ガイドブック」と認知症の容態に応じて適切なサービス等が確認できる「認知症ケアパス」を配付しています。



よくわかる認知症ガイドブック



認知症ケアパス

## (エ) 認知症サポーター養成講座事業

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくために、ボランティア（認知症サポーター）の育成講座を開催しています。

また、認知症サポーターとの協働事業の推進を目的に、認知症サポーター・フォローアップ研修を実施しています。

### ○ 認知症サポーター養成講座

開催回数 35回

受講者数 1,365人

### ○ 認知症サポーターフォローアップ研修

開催回数 2回

受講者数 35人

## (15) 土浦市生活支援担い手養成講座（生活支援体制整備事業）

地域包括ケアシステム構築の推進においては、互助力の活性化、生活支援の担い手の養成は必要不可欠です。

また、多様な主体による生活支援サービスの提供においても、介護保険に関する知識や、生活支援の手法などを習得する必要があることから、生活支援の担い手を養成する講習会を開催しました。

	第1回	第2回
日 時	令和5年10月13日(金)	令和5年12月15日(金)
場 所	三中地区公民館	三中地区公民館
実施主体	指定地域密着型サービス しょうわ家族	指定地域密着型サービス しょうわ家族
受講人数	10名	15名

## 7 土浦市社会福祉協議会

役員理事 18人 監事 2人 評議員 40人（令和6年4月1日現在）

- 事業
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) 第1号から前項までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) 福祉サービス利用援助事業
  - (8) ボランティア活動の振興
  - (9) 老人福祉センターの管理・運営
  - (10) 福祉バスの管理運行時事業
  - (11) 生活福祉資金貸付事業
  - (12) ふれあい福祉資金（小口資金）貸付事業
  - (13) 訪問介護事業
  - (14) 障害福祉サービス事業
  - (15) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - (16) 移動支援事業
  - (17) 障害者相談支援事業
  - (18) 心配ごと相談事業
  - (19) 障害者虐待防止センター事業
  - (20) 成年後見センターつちうら事業
  - (21) 成年後見制度中核機関事業
  - (22) 生活困窮者自立支援事業
  - (23) 子育て援助活動支援事業
  - (24) 生活支援体制整備事業
  - (25) 重層的支援体制整備事業
  - (26) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
  - (27) 土浦市障害者自立支援センターの管理・運営
  - (28) 土浦市社会福祉センターの管理・運営
  - (29) 土浦市新治総合福祉センターの管理・運営
  - (30) 地域包括支援センターうららの運営
  - (31) その他この法人の目的達成のため必要な事業

### (1) 生活福祉資金

目的 低所得者、障害者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、また在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度の申請受付を行う。

○貸付状況（令和5年度）

相談件数 368件  
申請件数 なし

○特例貸付フォローアップ支援

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の借受人に、生活状況を確認し、支援に繋げることを目的に、相談支援を行います。

- ・償還免除を行った借受人への支援 632件
- ・償還免除申請に未応答の借受人への支援 46件
- ・償還免除に至らないものの償還が困難な借受人への支援 201件
- ・その他(通知未応答者への架電・相談支援) 1,374件

(2) ふれあい福祉資金

緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮者に対し、資金を交付又は貸与することにより当面の事態を乗り切り、自立更生を図ることを目的とする。

対 象 ・土浦市内に居住し、かつ、低所得世帯に属する者。  
・社会的に援助が必要であると認められる者。

資金の限度額 特に必要と認められる場合100,000円を限度とする。

償還期限 貸与の日の属する月の翌月から起算して3年以内

償還方法 均等月賦償還

貸付利子 無利子

○貸付等の状況 (令和5年度)

区 分	件 数	金 額 (円)
交 付 金	1	680
貸 付 金	46	520,300
計	47	520,980

(3) 災害見舞金

災害を被った世帯に対し、見舞金を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

見舞金の額

全焼又は全壊 20,000円

半焼又は半壊 10,000円

床上浸水 5,000円

○支給状況 (令和4年度)

区 分	件 数	金 額 (円)
全 焼	6	120,000
半 焼	2	10,000
計	8	130,000

(4) ボランティアセンター

目 的

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の推進と人材を育成を図るとともに、市民の善意を適正かつ効果的に活用し、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

事 業

- ・ボランティアに関する啓発及び普及
- ・ボランティアの登録及び斡旋
- ・ボランティアに対する援助
- ・ボランティアグループの組織化と育成
- ・善意金品等の預託及び配分

○ボランティア保険の加入 (令和5年度)

加入者数 1,593人

○善意銀行（令和5年度）

福祉の増進を目的とする団体等が行う事業や、地域福祉を支援するために預託された寄付金及び物品を受取及び管理並びに払出しする事業。

指定預託と払出

区 分	前年度繰越金 (円)	預 託		払 出		次年度繰越金 (円)
		件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	
障 害 福 祉	3,172,236	0	0	1	711,000	2,461,236
高 齢 福 祉	32,738,859	0	0	1	1,868,182	30,870,677
児 童 福 祉	669,254	4	170,000	1	433,208	406,046
ボランティア	0	1	10,000	0	0	10,000
交 通 遺 児	0	1	50,000	1	50,000	0
福 祉 全 般	15,924,096	30	945,803	1	1,405,361	15,464,538
福 祉 団 体	0	0	0	0	0	0
福 祉 施 設	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
指 定 寄 付	3,000	9	1,205,171	5	1,208,171	0
計	52,507,445	45	2,380,974	10	5,675,922	49,212,497
預 金 利 子	26,802					27,482
合 計	52,534,247					49,239,979

物 品

区分	件数	預 託	払 出
古切手、書き損じハガキ等		61	61
生活用品類（マスク・タオル等）		21	21
食品類（米・野菜・保存食等）		62	62
その他		13	13
合 計		157	157

(5) おせち料理の配付（歳末たすけあい配分事業）

支援が必要な方に対し、豊かなお正月を迎えていただくために、年末におせち料理を配布する。

○期 日 令和5年12月28日

○場 所 総合福祉会館

○対 象 者 宅配型食事サービス利用者でおせち料理配布を希望する方、および年末の安否確認が必要と思われる方でこれを希望する方（市配食サービス利用者は除く）。但し、生活保護受給者については、社会福祉課ケースワーカーに必要なの有無を確認し、選定する。

○協 力 者 宅配型食事サービスボランティア

○配食世帯数 180世帯

○協 力 者 数 68人

(6) 地域介護教室

福祉教育の活きた土壌づくりと助け合い支えあう地域社会づくりを進めながら、高齢者や障害者への理解を深めることを目的とする。

○期 日 令和6年2月18日

○場 所 特別養護老人ホームやすらぎの園

○受 講 者 数 17人

## (7) おもちゃライブラリー事業

障害児の身体能力、感覚、言語等の発達を促進し、おもちゃの製作、貸出、遊び場提供、療育相談を実施する。

### ○個人貸出の状況（令和5年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利 用 人 数	0	2	0	0	9	0	0	0	0	0	3	2	16
貸 出 点 数	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	6

### ○団体貸出の状況（令和5年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利 用 人 数	5	3	0	5	3	2	3	3	1	2	1	1	29
貸 出 点 数	14	12	0	46	31	16	14	58	22	33	0	14	260

## (8) 心配ごと相談事業

相談員が日常生活のあらゆる相談を受け、適切な助言・援助を行う。

### ○心配ごと相談の状況（令和5年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開 設 日 数	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	21
相 談 員 出 席 数	4	2	4	3	3	3	3	3	4	1	1	1	32
相 談 者 数	1	0	3	5	2	3	4	2	3	2	4	0	29

## (9) ふれあいネットワーク

8中学校区ごとに地域ケアコーディネーターを配置し、地域福祉の担い手と相互の連携を図り、相談受付からサービスの必要性の検討と提供を一元的に実施する。

### ア ケース検討

(令和5年度)

No.	区 分	スクラムネット	ふれあい調整会議	計
1	介護保険給付対象者	19	13	32
2	ひとり暮らし高齢者	18	9	27
3	その他要援護高齢者	50	22	72
4	身 体 障 害 者	1	0	1
5	知 的 障 害 者	7	2	9
6	精 神 障 害 者	6	0	6
7	難 病 患 者	0	0	0
8	子 育 て 親 等	4	2	6
9	終 末 期 患 者	0	0	0
10	D V 被 害 者	0	0	0
11	ひ き こ も り	1	0	1
12	そ の 他	3	3	6
	計	109	51	160

## イ ふれあい調整会議（2カ月に1回開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、医師、看護師、保健師、民生委員児童委員、各種相談員が専門的な立場から支援の方向性を検討する。（令和5年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	2	2	0	3	3	1	2	0	13
2	ひとり暮らし高齢者	0	1	2	0	2	0	3	1	9
3	その他要援護高齢者	3	4	2	3	2	1	0	7	22
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	2	0	0	0	0	0	2
6	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	1	0	0	1	0	0	2
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	その他	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	計	5	10	7	6	7	3	5	8	51

## ウ スクラムネット（1カ月に1回の定例会議と必要に応じた会議を随時開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会などが実務者レベルで支援を検討する。（令和5年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	3	1	0	4	7	0	4	0	19
2	ひとり暮らし高齢者	0	2	3	0	2	0	5	6	18
3	その他要援護高齢者	6	10	6	4	4	0	1	18	49
4	身体障害者	0	1	0	0	0	0	0	0	1
5	知的障害者	0	0	6	0	1	0	0	0	7
6	精神障害者	4	2	0	0	0	0	0	0	6
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	3	0	0	1	0	0	4
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	1	0	0	0	0	0	1
12	その他	0	4	0	0	0	0	0	0	4
	計	13	20	19	8	14	1	10	24	109

## エ ケアサポート会議（随時開催）

ふれあい調整会議やスクラムネットでの結果を踏まえ、各種サービスを提供し支援するメンバーでサービスを検討する。（令和5年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	1	0	0	0	0	0	1	0	2
2	ひとり暮らし高齢者	0	0	1	0	0	1	1	0	3
3	その他要援護高齢者	0	0	0	2	0	0	0	0	2
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	精神障害者	1	0	0	0	0	0	0	0	1
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	1	2	0	1	2	0	8

**(10) 生活支援体制整備事業の実施**

地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを推進するため、地域住民やボランティア等と一緒に「地域の支え合い」についての話し合いや情報発信を行う協議体を設置し、地域住民が主体となる生活支援や介護予防サービスの充実を図ります。

- 第1層協議体の開催 2回
- 第2層協議体の開催 46回

**(11) 重層的支援体制整備事業の実施**

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、「土浦市ふれあいネットワーク」を活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「人と人がつながる地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組み、包括的な支援体制を構築し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

**①多機関協働事業**

子どもや高齢者、障害者ごとの専門的なサービスが充実してきている中、福祉のニーズが複雑・多様化してきており、複合的なケースや相談に対して、スムーズに各相談機関が連携できるよう支援できる体制づくりを推進します。

- (ア) 広報啓発
- (イ) 相談件数 14,885件
- (ウ) プラン作成件数 167件
- (エ) 重層的支援会議の回数 152回

**②参加支援事業**

地域の社会資源の把握を行い、参加に向けた支援が必要な人には、サービス利用や地域活動などの支援をします。

- (ア) 相談件数 39件
- (ウ) プラン作成件数 39件

**③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**

多様な地域の集いの場に働きかけ、日頃の生活の中で気になることや支援が必要となる方などについて相談支援機関に早期に相談し、その後の支援に繋げて行き、潜在的ニーズへ対応できる体制の構築、また訪問等により継続的な伴走支援を行います。

- (ア) 相談件数 113件
- (ウ) プラン作成件数 113件

## (12) 児童福祉対策事業

### ア 福祉ふれあい体験

小学生やその保護者を対象とし、福祉に係る現場体験や見学を通して、福祉への関心を深めることを目的とする。

○期 日 第1回 令和5年7月26日 ・ 第2回 令和5年8月1日

○場 所 東日本盲導犬協会

○参加人数 第1回 28人

第2回 26人

### イ 子ども食堂の運営及び支援（令和5年度）

地域の子どもたちへ食事を提供し、家庭的な雰囲気のもと安心して過ごせる居場所を提供することにより、子どもたち同士やボランティア、地域住民などとの交流の機会を作ることを目的とする。

○開催日時 毎月第4土曜日 11時半～13時 (単位：人)

区分	期 日	会 場	こども	おとな	ボランティア	合 計
第64回	4月22日	一中地区公民館	35	49	12	96
第65回	5月27日	〃	36	51	13	100
第66回	6月24日	〃	37	49	14	100
第67回	7月22日	〃	31	47	22	100
第68回	8月26日	〃	40	42	15	97
第69回	9月30日	〃	30	59	11	100
第70回	10月28日	〃	34	56	10	100
第71回	11月25日	〃	35	53	10	98
第72回	12月23日	〃	41	47	12	100
第73回	1月27日	〃	32	51	11	94
第74回	2月24日	〃	31	57	10	98
第75回	3月23日	〃	24	49	11	84
合 計			406	610	151	1,167

※弁当持ち帰りの形式で開催。

### ウ 福祉副読本の作成および配付

福祉に関する副読本を総合的な学習の時間などで活用することにより、福祉についての興味や関心を引き出すことを目的とする。

幼少期から人の気持ちを理解し、互いに支え合うことの大切さを学び、地域を支えていく大人になってもらえるよう、将来の福祉人材の育成を目的に小学生向け福祉冊子を作成する。

○1,079部（市内3年生へ配布）

## (13) 介護相談員派遣事業

介護相談員が、介護サービス利用者（施設）を訪問し、利用者の疑問や不満、不安を傾聴し、サービス提供事業者や行政に橋渡しを行い、介護サービスの質的向上を図る。

### ア 介護相談三者会議の開催

○期 日 令和6年2月22日

○場 所 総合福祉会館

## イ 介護相談員活動の状況

- 介護相談員数 20人
- 介護相談員派遣施設
  - ・介護老人福祉施設 11ヶ所
  - ・介護老人保健施設 6ヶ所
  - ・地域密着型サービス事業 13ヶ所

## ウ 介護相談員の活動状況

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

### (14) 住民参加型在宅福祉サービス

#### 【友愛サービス】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして、会員制による家事援助サービスを提供。市民が協会員となり、支援が必要な高齢者・障害者世帯などの利用会員へ、サービスを提供する住民主体の相互支援を行う。

○サービス内容：食事の支度・買い物・部屋の掃除・洗濯・通院介助・話し相手など

○費用

- ・年会費：利用会員 1,000円 協会会員 500円
- ・利用料：午前9時～午後5時 1時間 600円  
 上記時間以外 1時間 800円

保福  
健社

#### 活動実績(令和5年度)

月	利用会員 登録数	協会員 登録数	利用時間	利用料金(円)	現金精算			利用券 売上(円)
				(奉仕料)	人数	時間	金額(円)	
4	10	13	45.0	28,000	10	45.0	28,000	41,700
5	1	3	66.0	40,600	14	66.0	40,600	13,800
6	2	2	51.0	31,700	11	51.0	31,700	50,500
7	0	0	33.5	21,100	8	33.5	21,100	32,300
8	2	1	41.5	26,100	8	41.5	26,100	29,200
9	0	1	40.0	25,100	14	40.0	25,100	42,500
10	0	3	40.0	25,100	8	40.0	25,100	17,700
11	3	3	84.0	51,300	17	84.0	51,300	53,700
12	1	0	36.0	22,600	11	36.0	22,600	22,800
1	1	1	53.5	33,100	15	53.5	33,100	26,700
2	0	0	45.0	28,300	15	45.0	28,300	48,200
3	0	0	139.5	84,800	51	139.5	84,800	29,100
計	20	27	675.0	417,800	182	675.0	417,800	408,200



- イ 相談件数
  - 一般相談 147件
  - 弁護士法律相談 15件
- ウ 広報啓発活動
  - 出前講座 2回
- エ 法人後見受任事業
  - (ア) 法人後見受任審査会  
開催なし
  - (イ) 法人後見受任件数 1件
- オ 市民後見人に関すること
  - (ア) 市民後見人講座
    - 期 日 令和5年11月29日
    - 場 所 総合福祉会館
    - 参加者 27人
    - 内 容 成年後見制度と他の制度の比較・自分で決める今後の備え
    - 講 師 株式会社筑波銀行リテールソリューション部 長谷川順一氏
  - (イ) 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修
    - 集合研修
    - 第1回 フォローアップ研修
      - 期 日 令和5年10月27日
      - 場 所 総合福祉会館
      - 参加者 7人
      - 内 容 自己破産について
      - 講 師 つくばあすなる法律事務所 弁護士 前澤優也氏
    - 第2回 フォローアップ研修
      - 期 日 令和5年11月29日
      - 場 所 総合福祉会館
      - 参加者 7人
      - 内 容 成年後見制度と他の制度の比較・自分で決める今後の備え
      - 講 師 株式会社筑波銀行リテールソリューション部 長谷川順一氏

## (18) 生活困窮者自立支援事業

相談支援員が生活困窮者からの相談を受け、課題を整理するとともに、どのような支援が必要か把握しながら、自立に向けた支援を行います。

### ア 相談状況（令和5年度）

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規相談受付数		32	34	42	29	48	36	40	23	23	27	32	20	386
プラン作成件数		2	2	4	2	4	3	4	3	4	2	6	6	42
就労支援対象者数		2	2	4	2	3	3	4	3	4	1	6	4	38
延べ相談件数		243	324	387	296	352	412	367	331	292	400	467	579	4,450

### イ 支援調整会議の開催

支援内容を計画化したプランが適切なものであるか、行政及び関係機関が合議体形式で検討する。

- 開催日 毎月1回開催
- 協議事項 支援計画（プラン）について
- プラン件数 新規 25件 再 17件

### ウ 学習支援事業

- 開催日 土曜日・日曜日
- 会場 市内4ヶ所（非公開）で開催
- 対象者 生活困窮世帯の4年生～9年生

## (19) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

### ア 健康づくり

#### ○健康相談

老人福祉センター「湖畔荘」、「うらら」、「つわぶき」において、各施設隔月1回、定期的に健康相談を行い健康管理に寄与する。

#### ○高齢者スポーツ大会の開催

#### ○高齢者ゲートボール大会の開催

### イ 生きがいづくり

#### ○趣味クラブ・生きがい教室

高齢者が長年培ってきた技術や生活の知恵の伝承及び趣味活動の推進により生きがいと創造性を高めることを目的とする。

詩吟クラブ 民謡クラブ 囲碁クラブ 書道クラブ

茶道クラブ 民舞クラブ 将棋クラブ 謡曲クラブ

陶芸クラブ 陶芸教室

#### ○高齢者芸能発表会

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による民謡・民舞・詩吟・踊り・カラオケなどの発表会を開催する。

○期 日 令和5年9月15日

○場 所 亀城プラザ

○内 容 カラオケ・踊り・民謡・詩吟など

#### ○高齢者作品展即売会

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による陶芸などの作品展即売会を開催する。

○期 日 令和5年9月15日

○場 所 亀城プラザ

○作品数 149点

#### ○高齢者囲碁・将棋大会

単位高齢者クラブ・趣味クラブの会員による囲碁・将棋大会を開催する。

#### ○アクティブシニア教室

シルバー世代や高齢者を対象に、新しい趣味を学びながら、健康づくりと仲間づくりを推進し、市民の健康長寿を資することを目的とする。

(令和5年度)

内 容	期 日	開催日数	場 所	延べ受講者数
生き生きシナプス体操教室	5月18日～3月17日	21	二中地区公民館	187

### ウ 高齢者クラブ指導育成

教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、活動の育成を図る。

#### (ア) 土浦市高齢者クラブ連合会の概要 (令和6年4月現在)

・クラブ数 80クラブ ・会員数 2,666名

#### (イ) 重点事業 (令和5年度)

- ・クラブ活動の活性化運動の推進及び会員加入の促進
- ・「健康・友愛・奉仕」運動の推進
- ・健康の維持・向上、生きがいづくり、介護予防活動の推進
- ・高齢者の暮らしの安全・安心に資する活動の推進
- ・連合会の定例業務の円滑な運営と活力ある連合会の組織運営

(20) 愛の定期便事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、乳製品飲料等を配付しながら孤独感の解消及び安否の確認を図る。

※介護保険サービスを含む福祉サービスを週2回以上利用しているなど、安否確認についての環境的条件が満たされていると思われる者は除く。

地区 月別	一中 (人)	二中 (人)	三中 (人)	四中 (人)	五中 (人)	六中 (人)	都和中 (人)	新治中 (人)	合計 (人)	本数 (本)	金額 (円)	新規	中止	登録	延べ 配布 日数
4月	14	12	19	19	14	36	22	3	139	1,900	152,544	3	2	143	20
5月	14	13	20	19	15	36	18	3	138	1,895	152,355	3	5	141	20
6月	15	15	22	24	13	28	19	3	139	2,119	170,442	6	6	141	22
7月	17	15	22	22	13	28	18	3	138	1,937	155,918	0	0	141	20
8月	15	15	23	24	14	28	18	3	140	1,824	146,991	2	5	138	19
9月	15	15	22	24	13	29	17	2	137	1,874	151,252	2	1	139	20
10月	15	16	23	25	13	28	17	3	140	1,971	158,998	5	5	139	21
11月	16	15	21	25	11	27	15	3	133	1,711	138,080	1	4	136	20
12月	15	16	20	25	11	27	15	2	131	1,772	142,464	3	2	137	20
1月	14	16	20	25	11	26	14	2	128	1,663	133,731	2	7	132	19
2月	14	16	19	25	10	26	15	2	127	1,655	133,189	2	2	132	19
3月	13	17	22	25	11	26	13	4	131	1,836	147,927	3	2	133	20
合計	177	181	253	282	149	345	201	33	1,621	22,157	1,783,891	32	41	1,652	240

(21) 支部活動

8中学校区に社協支部を設置して専任職員（地域コーディネーター）を配置し、地域住民や関係団体との連携・協働により「ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）」をはじめ地域福祉の増進に向けた事業を行う。

ア 宅配型食事サービス事業（令和5年度）

地 区	対象者数	ボランティア数	延配食数
一 中 地 区	31	29	671
二 中 地 区	22	35	392
三 中 地 区	34	35	540
四 中 地 区	50	59	1,281
五 中 地 区	32	31	614
六 中 地 区	20	22	277
都 和 地 区	22	27	433
新 治 地 区	24	42	522
計	235	280	4,730

## イ 会食型食事サービス事業（令和5年度）

### ○一中地区

- ・期日 5月31日、6月21日、1月17日、2月7日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 57人
- ・内容 小地域お楽しみ会
- ・協力 一中地区民生委員児童委員協議会・たまき会・支部委員

### ○二中地区

- ・期日 5月24日、7月20日、12月21日、2月28日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 46人
- ・内容 会食会
- ・協力 二中地区民生委員児童委員協議会・ふたば会・二中地区市民委員会福祉部・支部委員

### ○三中地区

- ・期日 1月30日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 141人
- ・内容 手作り弁当及び災害時の緊急安心ケアセット用品の配付
- ・協力 三中地区民生委員児童委員協議会・コスモスの会

### ○四中地区

- ・期日 2月29日、3月14日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 69人
- ・内容 会食会
- ・協力 さくら会

### ○五中地区

- ・期日 7月27日、11月24日、3月8日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 38人
- ・内容 小地域お楽しみ会
- ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会・かすみ会

### ○六中地区

- ・期日 12月20日、2月21日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 43人
- ・内容 会食会
- ・協力 六中地区民生委員児童委員協議会

### ○都和地区

- ・期日 7月14日、9月7日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 41人
- ・内容 小地域お楽しみ会
- ・協力 都和地区民生委員児童委員協議会・よつわの会

### ○新治地区

- ・期日 9月8日、3月1日
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 28人
- ・内容 会食会
- ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会・新治地区ボランティアグループ

## ウ ひとり暮らし高齢者交流会（令和5年度）

- 一中地区
  - ・期日 10月27日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 50人
  - ・場所 アクアワールド大洗
  - ・協力 一中地区民生委員児童委員協議会・支部役員
- 二中地区
  - ・期日 9月21日、9月28日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 53人
  - ・場所 川越・蔵造の街並み
  - ・協力 二中地区民生委員児童委員協議会・支部役員
- 三中地区
  - ・期日 7月28日、8月4日、3月15日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 137人
  - ・場所 大谷資料館(7月、8月)  
つくば湯～ワールド(3月)
  - ・協力 三中地区民生委員児童委員協議会
- 四中地区
  - ・期日 7月5日、7月13日、11月16日、11月30日、12月1日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 151人
  - ・場所 つくば湯～ワールド(7月)  
茨城県天心記念五浦美術館(11月、12月)
  - ・協力 四中地区民生委員児童委員協議会
- 五中地区
  - ・期日 9月15日、9月29日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 27人
  - ・場所 茨城県陶芸美術館
  - ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会
- 六中地区
  - ・期日 6月22日、6月28日、10月12日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 45人
  - ・場所 笠間市方面
  - ・協力 六中地区民生委員児童委員協議会
- 都和地区
  - ・期日 10月6日、11月9日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 43人
  - ・場所 常総市方面
  - ・協力 都和地区民生委員児童委員協議会
- 新治地区
  - ・期日 7月7日、12月8日
  - ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 33人
  - ・場所 日立市かみね動物園(7月)  
笠間稲荷神社(12月)
  - ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会

## エ 児童福祉体験講座（令和5年度）

地区	期日	場所	参加人数	内容
一中地区	11月7日	土浦小(3年生)	99	車いす体験・インスタントシニア体験
二中地区	10月5日	真鍋小(5年生)	141	インスタントシニア体験
	10月20日	真鍋小(5年生)	141	車いす体験
	11月7日	真鍋小(5年生)	141	手話体験
三中地区	8月20日	乙戸青少年の家	15	インスタントシニア体験(※生涯学習課サマーチャレンジ)
	9月29日	乙戸小(3年生)	52	車いす体験・インスタントシニア体験
	11月28日	荒川沖小(3年生)	54	車いす体験・インスタントシニア体験
	1月19日	中村小(3年生)	54	車いす体験・インスタントシニア体験
四中地区	6月16日	下高津小(3年生)	76	手話体験・車いす体験・インスタントシニア体験
	6月21日	土浦第二小(3年生)	78	手話体験・車いす体験・インスタントシニア体験
五中地区	6月12日	菅谷小(5年生)	56	車いす体験・インスタントシニア体験
	1月31日	上大津東小(6年生)	67	車いす体験・インスタントシニア体験
新治地区	2月28日	新治学園義務教育学校(6年生)	61	認知症サポーター養成講座

## オ インスタントシニア体験講座（令和5年度）

地区	期日	場所	参加人数	対象者
一中地区	7月21日	アール医療福祉専門学校 看護学科	34	インスタントシニア体験
	12月6日	アール医療福祉専門学校 総合ビジネス学科	26	インスタントシニア体験
二中地区	4月21日	土浦市医師会付属 准看護学院	37	インスタントシニア体験
	11月2日	つくばアジア福祉専門学校	44	インスタントシニア体験

## カ ふれあい・いきいきサロン事業（令和5年度）

	地区	サロン名	地区名	実施場所	主な活動内容
1	一 中	いきいきサロン大手町	大手町	公民館	交通安全教室・野外研修・町内行事参加等
2		生田町ふれあい・いきいきサロン	生田町	公民館	グラウンドゴルフ・野外研修・体操教室・子供会に参加等
3	二 中	にこにこサロン東台	木田余東台	ワークヒル	健康体操・野外研修・季節の行事・出前講座等
4		いきいきサロンさくらんぼ	真鍋二丁目	公民館	花壇の手入れ・お茶会・季節の行事・会食等
5		東都和ふれあい・いきいきサロン	東都和	公民館	シルバーリハビリ体操・野外研修・お楽しみ会・季節の行事等
6		チームアルパカ	二中地区	公民館	リラックスヨガ・お茶会・勉強会・季節の行事等
7		なごやか・サロン	若松町	公民館	お茶会・シルバーリハビリ体操・コーラス等
8		真鍋四丁目いきいき健康教室	真鍋四丁目	公民館	いきいき健康体操
9		真鍋五丁目ふれあいきいきサロン	真鍋五丁目	公民館	シルバーリハビリ体操・出前講座・野外研修・季節の行事・町内行事参加等
10	三 中	いきいきサロンめだか	中村六区	公民館	カラオケ・卓球・ペットボトルボーリング・バグジー・季節の行事等
11		西根南一丁目カラオケサロン会	西根南一丁目	公民館	カラオケ・お茶会・食事会等
12		西根南3イキキサロン	西根南三丁目	公民館	花壇の手入れ・体操・会食・町内行事参加・季節の行事等
13	四 中	中村東いきいきサロン	中村一・二・三丁目	公民館	グラウンドゴルフ・カラオケ・お茶会・健康麻雀等
14		小松ふれあいの会	小松一・二・三丁目	公民館	出前講座・季節の行事・リハビリ体操教室・町内行事参加等
15		いきいきサロン国分友の会	国分町	公民館	出前講座・体操・野外研修・町内行事参加・会食
16		喫茶去	永国台	公民館	お茶会
17	五 中	ふれあい・いきいきサロン伍楽	神立中央五丁目	公民館	鑑賞会・シルバーリハビリ体操・手工芸・出前講座等
18		「住み心地の良い」まちづくりサロン	神立中央三丁目	公民館	スポーツ吹き矢・シルバーリハビリ体操・グラウンドゴルフ
19		チームおおつ野	おおつ野	公民館	お茶会・シルバーリハビリ体操・グラウンドゴルフ・町内行事参加
20	六 中	いきいきふれあいサロン新町	まりやま新町	公民館	健康マージャン・お茶会・卓球・グラウンドゴルフ
21		いこい	鳥山一・二丁目	公民館	体操・音楽鑑賞・お茶会等
22		ときわサロン	右碓四区	公民館	シルバーリハビリ体操・手芸・卓球・カラオケ等
23		まりやま団地ふれあいサロン	まりやま団地	公民館	携帯・PC講座・役員会
24		霞ヶ岡町いきいきサロン	霞ヶ岡町	公民館	グラウンドゴルフ・合唱・カラオケ喫茶・健康体操・健康マージャン
25		右碓三区ふれあいサロン	右碓三区	公民館	ラジオ体操・ダーツ・脳トレ・絵画教室・お茶会等
26		いきいきサロン大岩田団地	大岩田団地	集会所	お茶会・出前講座・ゆかた着付け教室・季節の行事・野外研修等
27		都和の里	都和一・四丁目	公民館	体操教室・カラオケ・お茶会
28	都 和	中都サロン	中都町	集会所	花壇の手入れ・町内行事参加・モルック・季節の行事等
29		常名健康カラオケ	常名町	公民館	カラオケ・体操・発声練習
30	新 治	藤沢団地いきいきサロン	藤沢団地	集会所	出前講座・お茶会・季節の行事
31		サロン桃園	桃園	公民館	お茶会・野外研修・季節の行事等

保  
福  
健  
社

## キ 広報啓発活動

「社協だより」による広報啓発

## (22) 共同募金の状況（令和5年度）

地域福祉を充実させる事業を展開していくため、計画募金を行う。

### ア 一般募金

目標額（円）	実績額（円）	達成率
13,317,000	13,417,236	100.8%

募金の内容 (単位：円)

区 分	金 額
戸 別 募 金	9,620,585
街 頭 募 金	140,257
法 人 募 金	786,725
学 校 募 金	500,144
職 域 募 金	794,835
団 体 募 金	652,040
個 人 募 金	36,987
一 円 玉 募 金	46,990
カ ー ド 募 金	250,000
バ ッ チ 募 金	147,900
自 動 販 売 機 募 金	67,640
イ ベ ン ト 募 金	63,826
期 間 外 募 金	309,307
合 計	13,417,236

(茨城県共同募金会へ送金)

イ 歳末たすけあい募金 (令和5年度)

目標額 (円)	実績額 (円)	達成額
8,570,000	8,080,531	94.3%

募金の内容 (単位：円)

区 分	金 額
戸 別 募 金	7,459,030
団 体 募 金	135,264
法 人 募 金	4,017
個 人 募 金	74,900
期 間 外 募 金	407,320
合 計	8,080,531

配分の状況 (令和5年度)

区 分	対象数	金 額 (円)
ひとり暮らし高齢者世帯への配分	393	3,899,000
寝たきり高齢者世帯への配分	1	10,000
認知症高齢者世帯への配分	4	39,000
高齢者のみの世帯への配分	47	469,000
高齢者と虚弱者等のみの世帯への配分	5	48,000
ひとり親世帯への配分	58	574,000
重症心身障害児(者)世帯への配分	55	539,000
要保護世帯への配分	9	83,000
準要保護(6年生)児童への配分	104	1,352,000
歳末たすけあい運動期間中に必要性があると認められる福祉事業を実施する市内の福祉施設並びに福祉団体への配分	15団体	731,000
歳末おせち配付事業	180	430,854
歳末クリスマスケーキ配付事業	196	591,472
計		8,766,326

その他

区 分	金 額 (円)
事業に対する事務費	454,103
次年度配分資金（茨城県共同募金会へ送金）	2,858,603

(23) 訪問介護事業

ア 介護保険事業

日常生活が困難な要支援要介護状態の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、洗濯・掃除などの生活援助のホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和5年度)

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
実利用者数	総合事業	12	12	11	10	10	9	10	11	11	11	11	11	129	
	介護保険	16	16	18	16	15	16	16	16	15	18	18	19	199	
	実利用者数計	28	28	29	26	25	25	26	27	26	29	29	30	328	
訪問回数	介護保険	身体	29	33	31	20	24	27	33	33	35	30	29	27	351
		生活	62	65	69	62	63	57	64	61	54	64	72	63	756
		身+生	28	34	28	28	29	23	22	27	20	22	26	28	315
		回数計	119	132	128	110	116	107	119	121	109	116	127	118	1,422
訪問回数	総合事業	I	28	32	22	22	23	16	19	21	20	23	24	23	273
		II	32	44	43	38	40	37	52	44	45	37	38	40	490
		III	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回数計	60	76	65	60	63	53	71	65	65	60	62	63	763

保福  
健社

イ 障害福祉サービス事業

日常生活が困難な障害者（児）の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、家事・掃除などの家事援助、視覚障害者の外出介護等ホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和5年度)

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数		18	17	18	19	20	20	17	17	17	20	20	23	226
訪問回数	身体介護	63	41	72	74	74	72	71	69	70	63	40	55	764
	家事援助	86	83	99	89	97	92	76	72	77	81	86	82	1,020
	通院身体	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	1	6
	同行援護	13	12	16	10	10	10	15	19	16	12	15	13	161
	回数計	162	136	188	173	173	174	162	160	164	157	143	151	1,951

## ウ 移動支援事業（地域生活支援事業）

土浦市からの依頼により、障害者の方でホームヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会生活参加のための外出に対して移動支援のサービスを提供する。

（令和5年度）

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	2	8
訪問回数	0	1	0	0	0	0	0	0	3	2	2	2	10

## (24) 地域包括支援センター事業

### ア 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援

介護保険において要支援1・2の認定を受けた方、総合事業の対象となった方が適切な生活支援サービスを利用できるようケアマネジメントを行う。

### イ 総合相談支援業務

高齢者に関する様々な相談に応じ、実態把握を行いながら課題を明確にしたうえで、適切な機関、制度、サービス等を活用し支援する。

### ウ 権利擁護業務

高齢者虐待への対応を行うとともに、高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等の啓発を行い、高齢者の権利を擁護する。

### エ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

関係機関や介護支援専門員と連携しながら、困難事例について具体的な支援方針を検討、助言、同行訪問等を行う。

（令和5年度）

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
介護予防 支援ケア プラン 請求件数	新 規	30	20	27	20	20	25	27	23	24	27	27	23	293
	(再掲)委託件数	25	18	21	14	10	12	13	8	21	22	20	19	203
	継 続	601	617	619	630	631	632	639	643	646	645	658	676	7,637
	(再掲)委託件数	364	391	384	404	400	392	393	393	387	393	404	420	4,725
	合 計	631	637	646	650	651	657	666	666	670	672	685	699	7,930
総合相談等	(再掲)委託件数	389	409	405	418	410	404	406	401	408	415	424	439	4,928
	総合相談事業	592	786	978	756	733	585	669	798	774	699	722	590	8,682
	権利擁護事業	45	39	28	28	30	10	23	39	44	21	17	31	355
	包括的継続的ケアマネジメント支援業務	27	35	38	25	23	23	26	35	21	14	16	16	299
合 計	664	860	1,044	809	786	618	718	872	839	734	755	637	9,336	

## オ 土浦市認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症の方、及びその家族を訪問し、おおむね6ヶ月を目安に、支援チームがアセスメントや家族支援等の初期にお支援を包括的、集中的に行い、適切な介護サービスや医療機関につなげる。

（令和5年度）

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
認知症 初期集中 支援事業	新規事例数	0	2	1	1	0	0	2	1	1	1	0	0	9
	終了事例数	0	0	3	0	1	0	0	0	3	1	1	1	10
	継続中の事例	1	0	0	1	1	1	1	3	1	1	1	0	11
	合 計	1	2	4	2	2	1	3	4	5	3	2	1	30

(25) 福祉バスの管理運行事業

研修等を目的とする福祉団体等の活動を支援するため、福祉バスの運行を提供する。

(令和5年度)

区分 月	件数	日 帰 り		宿 泊	延べ稼働台数	延べ人数
		市 内	市 外			
4	2	0	2	0	2	45
5	11	0	11	0	11	229
6	26	0	26	0	26	567
7	16	3	13	0	16	324
8	9	2	7	0	9	165
9	19	4	15	0	19	346
10	33	0	33	2	33	709
11	46	0	46	5	46	960
12	8	3	5	0	8	154
1	5	1	4	0	5	93
2	11	6	5	0	11	191
3	12	2	10	0	12	288
計	198	21	177	7	198	4,071

(26) 障害者相談支援事業

ア 基幹相談支援センター・委託相談支援事業所

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。

また、地域の障害相談の中核的役割を担う機関として、地域課題の抽出や、地域の相談支援体制の強化を図る。

相談件数 (令和5年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
相談件数	66	68	72	78	89	79	67	61	47	55	61	48	791

イ 障害者虐待防止センターの運営

障害者への虐待を未然に防ぐため、障害者への虐待に関する情報や相談を24時間365日受付し、関係機関と連携し、支援を行う。

相談件数 (令和5年度)

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計	計
専用電話 及び窓口 受付 (件数)	8:30～ 17:15	4	0	3	0	0	1	0	0	0	1	1	1	11	22
	17:15～ 8:30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
その他 (専用電話及び受付)		0	2	0	0	2	0	0	1	3	1	1	0	10	
計		4	2	3	0	2	1	0	1	3	2	3	1	22	
虐待 区分	身体的	0	2	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	5	18
	性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	心理的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経済的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	虐待なし	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
その他	一般相談	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	3	12	12

## 8 シルバー人材センター

目 的 定年退職後等において臨時的、短期的な就業又は厚生労働大臣の定めるその他の軽易な事務に係るものを通じて自己の労働能力を活用し自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者は就業できる機会を斡旋するための事業である。

会 員 概ね 60 歳以上の健康で就業意欲のある者

- 事 業 (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供  
 (2) // 相談及び調査研究  
 (3) 高齢者の就業に関する相談  
 (4) 臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供  
 (5) 高齢者に対し臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関する必要な知識及び、技能の付与を目的とした講習等の実施  
 (6) 高年齢退職者のための有料職業紹介事業の実施

### 地区別会員数

(令和6年3月31日)

	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和中地区	新治中地区	計
男	62	41	72	85	35	44	29	27	395
女	30	17	26	43	26	19	25	8	194
計	92	58	98	128	61	63	54	35	589

※平均年齢74.9歳(男75.3歳 女74.2歳)

### 事業実績 (請負分)

(令和5年度)

仕事の 受託件数	就 業 実 人 員	就 業 延 人 員	契 約 金 額			
			事 務 費	材 料 費	配 分 金	計
2,226	381	30,982	19,102,804	8,320,352	160,556,972	187,980,128

### 事業実績 (派遣事業分)

(令和5年度)

派遣会員数	契 約 件 数	契 約 金 額		
		賃 金	手 数 料	計
116	70	51,194,322	13,500,678	64,695,000

## 9 社会福祉施設及び介護保健関連施設等一覧

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
1	荒川沖保育所	荒川沖西2-10-11	児童福祉	保育所	土浦市	S27.4.20	841-0037	90
2	霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町13-20	児童福祉	保育所	土浦市	S29.6.29	821-1890	90
3	東崎保育所	東崎町4-7	児童福祉	保育所	土浦市	S31.10.1	821-2807	120
4	天川保育所	天川1-24-1	児童福祉	保育所	土浦市	S44.4.1	822-6172	60
5	神立保育所	神立中央3-8-22	児童福祉	保育所	土浦市	S53.4.1	831-8464	120
6	土浦愛隣会保育所	右朧1681	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S25.12.1	841-6439	120
7	めぐみ保育園	烏山5-2263-8	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S48.6.1	841-2838	90
8	白鳥保育園	白鳥町1096-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.4.1	831-2590	120
9	エンゼル・ゆめ保育園	真鍋2-10-23	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.8.1	822-1863	90
10	つくば国際保育園	真鍋新町8-16	児童福祉	保育所	学校法人	H13.4.1	823-7404	100
11	中央保育園	神立中央1-10-21	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H15.3.31	830-1284	70
12	高岡保育園	高岡2303-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S30.5.1	862-4666	70
13	藤沢保育園	藤沢1746	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S49.5.1	862-2600	70
14	白帆保育園	蓮河原新町8-30	児童福祉	保育所	学校法人	H18.4.1	823-3070	110
15	あおぞら保育園	上高津1800-1	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H19.4.1	869-7490	80
16	愛(かな)保育園	中村南1-14-11	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	843-6877	30
17	童話館保育園	東真鍋町9-28	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	824-1323	70
18	ともっこ保育園	真鍋3-7-18	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H29.4.1	846-1213	80
19	中村白百合ナーサリー	西根南3-4-46	児童福祉	保育所	学校法人	H30.4.1	842-6253	60
20	都和保育園	並木2-8-4	児童福祉	保育所	学校法人	H31.4.1	822-8053	120
21	桜川保育園	田中3-4-5	児童福祉	保育所	社会福祉法人	R2.4.1	821-8341	90
22	新生めぐみ保育園	中村南1-24-1	児童福祉	保育所	社会福祉法人	R3.4.1	841-0575	90
23	もみじこども園	富士崎2-1-46	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	846-2645	205
24	もみじ第二こども園	若松町1-73	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-5987	135
25	まなべすみれ幼稚園	東真鍋町22-11	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	824-3522	220
26	エンゼルススポーツ幼稚園	烏山5-2039	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	897-3331	110
27	土浦聖母幼稚園	大町9-6	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	823-1460	140
28	中央幼稚園	神立中央2-1-18	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	831-2103	300
29	土浦みどり幼稚園	並木4-1-36	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-7090	175
30	あおば台幼稚園	右朧2755	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-6311	200
31	ひたち学院幼稚園	乙戸1029-1	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-7107	180
32	新学幼稚園	手野町4524	児童福祉	認定こども園	学校法人	H29.4.1	828-1905	205
33	白帆幼稚園	蓮河原新町11-35	児童福祉	認定こども園	学校法人	R4.4.1	823-2695	105
34	キッズマアム	板谷7-626-11	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.6.7	896-5508	12
35	どんぐり保育園	神立中央5-11-50	児童福祉	地域型保育施設	医療法人社団	H27.6.1	832-5414	60
36	キッズランドなないろ	大町11-41なないろビル	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.9.1	875-3651	19
37	キッズルームやまもと	西根南2-1-29	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H27.9.1	842-5732	19
38	サンルーナ託児所	おおつ野2-1-1	児童福祉	地域型保育施設	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	12
39	はっぴー文京園	文京町4-8	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H28.12.1	826-2881	19
40	はっぴー神立園	神立町3721-1	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H29.1.1	832-5881	19
41	キッズハウスうみの森	右朧2340-28	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H30.4.1	804-0950	12
42	都和児童館	板谷2-712-9	児童福祉	児童館	土浦市	S41.4.23	832-3112	
43	新治児童館	本郷347-1	児童福祉	児童館	土浦市	S57.4.1	862-4403	
44	ポブラ児童館	烏山2-530-394	児童福祉	児童館	土浦市	H17.5.3	841-3212	
45	茨城県道心園東ホーム	並木3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S24.4.1	821-2575	35

保  
福  
健  
社

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
46	茨城県道心園西ホーム	並木3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H20.3.31	821-2575	50
47	窓愛園	殿里町20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S27.4.1	821-0392	56
48	ハイム・フィフティ(窓愛園)	中村南2-9-7	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H13.10.1	821-0392	6
49	シクスティ(窓愛園)	殿里町20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H24.4.1	821-0392	6
50	トゥエンティ(窓愛園)	真鍋3-9-5	児童福祉	児童福祉養護施設	社会福祉法人	R2.4.1	821-0392	6
51	障害者支援施設 さくら苑	神立町字前原443-4	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	H19.4.1	832-3550	
52	尚恵成人寮	菅谷町1430-1	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	H22.10.1	831-8005	
53	尚恵厚生園	神立町1791	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	H22.10.1	831-1686	
54	障がい者支援施設 一天土浦	小山崎631番13	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	R1.6.1	846-2506	
55	ぼだいじゅ	神立町1791	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	
56	ざつきよやホーム	東埼玉6番29号	障害者総合支援法	グループホーム	特定非営利活動法人	H19.4.1	825-6537	
57	グループホームはなまる	小松1-21-5	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	H21.5.1	875-8870	
58	グループホーム オアシス	東若松町3969	障害者総合支援法	グループホーム	医療法人	H24.4.1	821-3100	
59	なでしこ	神立町667-28	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H26.4.1	831-1686	
60	グループホーム つばめ	田村町972番地	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H28.4.1	869-5500	
61	グループホームおひさま	田中1丁目7番3号	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	H29.12.1	895-4531	
62	ファミリー上高津新町	上高津新町11-21	障害者総合支援法	グループホーム	一般社団法人	H30.3.1	869-8105	
63	陽なたハウス	桜町1-1-19	障害者総合支援法	グループホーム	合同会社	R1.10.1	869-7326	
64	グループホームおひさま高津	上高津新町11-21	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R1.12.1	090-7252-3445	
65	ThornCastle	荒川沖東3丁目12-15	障害者総合支援法	グループホーム	一般社団法人	R2.7.1	879-8140	
66	クララホーム下高津	下高津1丁目4番地6号	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R2.8.1	811-8018	
67	イツ・ミー中村南	中村南6-6-38桂コーポ中村102号	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.4.1	811-8058	
68	みらいのたね茨城	若松町7-11	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.4.1	875-5200	
69	かわせみホーム	並木5丁目4127番地35の1	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.8.1	090-3205-5715	
70	グループホームなつ	富士崎2丁目3-2	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.9.1	846-5263	
71	えみてる土浦	右羽2722番地4	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R4.8.1	896-5607	
72	アネラホーム中央	中央1-7-20	障害者総合支援法	グループホーム	合同会社	R4.8.1	090-1889-3527	
73	グループホームふわふわ土浦	港町2-4-5	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R4.9.1	875-5387	
74	ほほえみ	板谷6-649-3 2階	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R4.10.1	050-5434-9061	
75	サントカミエール障害福祉事業所	板谷2丁目3322番地2	障害者総合支援法	グループホーム	合同会社	R4.11.1	893-6995	
76	イツ・ミーケア神立	菅谷町1469-154	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R5.6.1	811-9119	
77	ソーシャルインクルーホーム土浦板谷	板谷7丁目601番地2	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R5.7.1	886-9308	
78	グローバルホーム 9	大岩田2478-4	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R5.7.1	869-5345	
79	障がい者グループホーム プロスペリテ土浦大畑	大畑1510-50	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R5.7.1	050-3701-4365	
80	カミエール障害福祉事業所	真鍋四丁目16番17号	障害者総合支援法	グループホーム	合同会社	R5.10.1	050-3092-1901	
81	にこにこビレッジ	桜ヶ丘町28-8	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R6.6.1	844-9470	
82	アネラホーム	神立中央1丁目11-43	障害者総合支援法	グループホーム	合同会社	R6.6.1	090-1889-3527	
83	障がい者グループホーム プロスペリテ土浦大畑	大畑1510-50	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R6.7.1	802-5576	
84	NOIE TSUCHIURA	東若松町3975-2	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R6.7.1	846-4141	
85	みんなのリハビリセンター土浦	小松2-12-6	障害者総合支援法	自立訓練(機能訓練)	株式会社	R3.12.1	896-3280	
86	Functional Training Center 土浦店	乙戸南2丁目8-17	障害者総合支援法	自立訓練(機能訓練)	株式会社	R4.10.1	897-3005	
87	自立訓練センター hitinowa	並木三丁目3-13	障害者総合支援法	自立訓練(機能訓練)	一般社団法人	R6.6.1	846-3028	
88	きぼう	若松町46-3	障害者総合支援法	自立訓練(生活訓練)	特定非営利活動法人	H26.1.1	896-6230	
89	はすね	田村町972番地	障害者総合支援法	自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人	H28.5.1	896-5500	
90	茨城障害者雇用支援センター	真鍋新町1番14号	障害者総合支援法	自立訓練(生活訓練)	特定非営利活動法人	R5.1.1	827-1104	

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
91	自立訓練センター hitinowa	並木三丁目3-13	障害者総合支援法	自立訓練(機能訓練)	一般社団法人	R6.6.1	846-3028	
92	茨城障害者雇用支援センター	真鍋新町1番14号	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H23.4.1	827-1104	
93	おひさま	穴塚184番地	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H23.10.1	895-4531	
94	たんぼぼ作業所	穴塚1232番地の2	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H25.3.1	846-4430	
95	BeeCorporation	田中3-8-28	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H27.12.1	835-7311	
96	百笑クラブ	天川二丁目28番2号	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H28.1.1	899-8863	
97	はすね	田村町972番地	障害者総合支援法	就労移行支援	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
98	就労 Lab hitonowa	並木三丁目3-13	障害者総合支援法	就労移行支援	一般社団法人	R4.1.1	846-3028	
99	テイクハート土浦	有明町2-31関鉄土浦ビル1 6階	障害者総合支援法	就労移行支援	一般社団法人	R4.4.1	875-6027	
100	manaby 土浦事業所	大和町8-22 土浦タマキビル2-A	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	R4.5.1	896-6020	
101	COREKARA	川口1-26 アーバンスクエア土浦ビル602	障害者総合支援法	就労移行支援	合同会社	R6.2.1	828-8930	
102	ハイライフサポート土浦	小松2-13-4	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H26.8.1	873-7787	
103	就労センター土浦	大手町16番12号	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H26.12.1	875-5475	
104	ワークステーション 土浦	下高津1丁目5番8号	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H27.4.1	899-8197	
105	ハイライフサポート神立	白鳥町字一貫砂1106番地234	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H27.10.1	893-5888	
106	就労継続支援センターほほえみ	板谷6丁目649-3	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.5.1	050-5434-9061	
107	self-A・ブラネッツ土浦大町	大町14-14-クラフト大町ビル2階	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.12.1	869-9696	
108	エビ	港町1-7-6ポート・ワンビル4階A号室	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	R2.5.1	846-4260	
109	あらた土浦事業所	大和町8-22土浦タマキビル4F	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	R4.3.1	897-3407	
110	PROGRESS	並木一丁目13-11	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	R4.9.1	886-8356	
111	COREKARA	川口1-26 アーバンスクエア土浦ビル602	障害者総合支援法	就労移行支援	合同会社	R6.2.1	828-8930	
112	自立支援センター はなまる	小松1丁目21-9	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H21.9.1	886-6600	
113	土浦市つくしの家	上高津1810番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	土浦市	H22.4.1	823-5881	
114	にいほり園	小高572-1	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	社会福祉法人	H23.4.1	862-5116	
115	ぎつきよやくらぶ	東埼玉6番29号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H24.9.1	825-6537	
116	たんぼぼ作業所	穴塚1232番地の2	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H25.3.1	846-4430	
117	就労センター土浦	大手町16番12号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	一般社団法人	H26.9.1	875-5475	
118	おひさま	穴塚184番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H26.10.1	895-4531	
119	BeeCorporation	田中3-8-28	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H27.12.1	828-7311	
120	百笑クラブ	天川二丁目28番2号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H28.1.1	899-8863	
121	はすね	田村町972番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	社会福祉法人	28.5.1	869-5500	
122	就労継続支援B型事業所クララ	川口1丁目6-22	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	R3.6.1	811-8018	
123	就労 Lab hitonowa	並木三丁目3-13	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	一般社団法人	R4.1.1	846-3028	
124	ウーリー土浦	港町1丁目8-4ホープビル2号館101	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	R5.3.1	826-0126	
125	あんじん 古の花	生田町3番24号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	R5.10.1	875-4670	
126	ウーリー荒川沖	荒川沖東3丁目1-4プラザ・U 3階4号室	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	R6.4.1	842-8211	
127	ブラネッツ土浦大町	大町14-14 クラフト大町ビル2階	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	R6.6.1	047-489-1690	
128	ココロオドル	下高津3丁目5-4	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	合同会社	R6.7.1	080-1882-2910	
129	障害者就業・生活支援センターかすみ	真鍋新町1-14	障害者雇用促進法	障害者就業・生活支援センター	特定非営利活動法人	H23.4.1	827-1104	
130	コスモス	神立町1614	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	
131	障害者支援施設 さくら苑	神立町字前原443-4	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	832-3550	
132	土浦市障害者自立支援センター	大和町9-2ウララ2ビル5階	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	827-1123	
133	土浦市つくしの家	上高津1810番地	障害者総合支援法	生活介護	土浦市	H22.4.1	823-5881	
134	尚恵成人寮	菅谷町1430-1	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H22.10.1	831-8005	
135	尚恵厚生園	神立町1791	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H22.10.1	831-1686	

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
136	きぼう	若松町46-3	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.1.1	896-6230	
137	ざつきよやくらぶ	東崎町6番29号	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.4.1	825-6537	
138	きらめき苑	神立町3637番地の2	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.11.1	831-0643	
139	はすね	田村町972番地	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
140	障がい者支援施設 一天土浦	小山崎631番地13	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	R1.6.1	846-2506	
141	障害者支援センター未来 永井事業所	永井字境松153番地2	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	R3.1.1	867-0025	
142	つばめ	並木5丁目4128-14	障害者総合支援法	生活介護	株式会社	R3.8.1	893-6872	
143	Functional Training Center 土浦店	乙戸南2丁目8-17	障害者総合支援法	生活介護	株式会社	R4.10.1	897-3005	
144	生活介護支援事業所 まめの木 おおつ野校	おおつ野7丁目1-4	障害者総合支援法	生活介護	株式会社	R6.4.1	846-0535	
145	ブルーロータス	小松二丁目4番1号	障害者総合支援法	生活介護	株式会社	R6.6.1	875-3790	
146	土浦市療育支援センター	上高津1809番地	児童福祉法	保育所等訪問支援	土浦市	R3.4.1	824-8013	
147	つくし学園	上高津1809番地	児童福祉法	児童発達支援	土浦市	H24.4.1	824-8013	
148	土浦市療育支援センター	上高津1809番地	児童福祉法	児童発達支援	土浦市	H24.4.1	824-8013	
149	ハビネス	下高津3丁目6-7下高津久保田テナント201号室	児童福祉法	児童発達支援	合同会社	H27.2.1	897-3423	
150	通所支援事業所 大夢・叶夢	中村南1丁目16番11号	児童福祉法	児童発達支援	合同会社	H28.1.1	845-3094	
151	あくらーきっすまいる土浦	上高津1346-8	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H28.4.1	845-4500	
152	元気's	小松3丁目27-2	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H28.10.1	896-4141	
153	からしだね	上高津486番地2	児童福祉法	児童発達支援	宗教法人	H29.6.1	835-3622	
154	Functional Training Center 土浦店	乙戸南2丁目8-17	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H29.12.1	897-3005	
155	きりはーと永国	永国749-3	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H30.10.1	845-7575	
156	らいおんハートリハビリ児童デイサービス 土浦	中村南4丁目13番6号	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H30.12.1	0298-86-6440	
157	元気's きだまり	木田余東台2-4-12	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R3.4.1	875-3457	
158	あんじん高津	中高津二丁目10番10-2	児童福祉法	児童発達支援	特定非営利活動法人	R3.7.1	893-2326	
159	コスモス【つみぎ】	神立町1054-3	児童福祉法	児童発達支援	社会福祉法人	R4.4.1	879-8857	
160	いっせい	東崎町6-24	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R4.7.1	886-7287	
161	キッズランド まめの木 おおつ野校	おおつ野7丁目1番地4	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R4.9.1	0299-57-1569	
162	ことばとこころの教室 カナデル 土浦教室	港町1-7-23 ホープビル1号館1B号室	児童福祉法	児童発達支援	特定非営利活動法人	R5.1.1	886-3450	
163	グローバルキッズメソッド78	真鍋3-2-2	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R5.2.1	886-5747	
164	きりはーと神立	白鳥町992-7	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R5.4.1	879-9141	
165	サガセルキッズ	真鍋6丁目10番3号	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R5.10.1	869-7351	
166	児童発達支援アールプラス	湖北一丁目5203番地2	児童福祉法	児童発達支援	学校法人	R6.4.1	824-7611	
167	キッズプライム土浦教室 食育ぶらす	木田余東台2丁目9-15	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R6.8.1	896-4305	
168	児童デイサービス ガルテン・ガルテン	小岩田東1-1-39	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H24.4.1	835-3003	
169	あくらーきっすまいる土浦	上高津1346-8	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H26.12.1	845-4500	
170	ハビネス	下高津3丁目6-7下高津久保田テナント201号室	児童福祉法	放課後等デイサービス	合同会社	H27.2.1	897-3423	
171	ひまわり キッズ土浦教室	若松町1-6	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H27.11.1	825-5085	
172	放課後クラブ ビ・パップスタイル	田中三丁目8番28号3階	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H28.1.1	828-7300	
173	通所支援事業所 大夢・叶夢	中村南1丁目16番11号	児童福祉法	放課後等デイサービス	合同会社	H28.1.1	845-3094	
174	ライラック	田村町972番地	児童福祉法	放課後等デイサービス	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
175	元気's	小松三丁目27-2	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H28.10.1	896-4141	
176	からしだね	上高津486番地2	児童福祉法	放課後等デイサービス	宗教法人	H29.6.1	835-3622	
177	Functional Training Center 土浦店	乙戸南2丁目8-17	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H29.12.1	897-3005	
178	きりはーと永国	永国749-3	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H30.10.1	845-7575	
179	らいおんハートリハビリ児童デイサービス 土浦	中村南4丁目13番6号	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H30.12.1	886-6440	
180	ハートっ子 土浦	小山崎631番13	児童福祉法	放課後等デイサービス	社会福祉法人	R1.6.1	886-8686	

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
181	やるきゃん土浦校	国分町2-28	児童福祉法	放課後等デイサービス	一般社団法人	R2.4.1	875-3800	
182	ピースホームタウン土浦	田中1丁目1-4-1	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R2.11.1	828-4700	
183	ドレミファソライズ FC 土浦	中高津1-22-36	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.1.1	886-5324	
184	元気's きだまり	木田余東台2-4-12	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.4.1	875-3457	
185	あんじん高津	中高津二丁目10番10-2	児童福祉法	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人	R3.7.1	893-2326	
186	みんなのリハビリセンター土浦	小松2-12-6	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.12.1	828-4839	
187	クオリティ・オブ・ライフ土浦支援教室	千束町10-12	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R4.6.1	879-5916	
188	いっせい	東崎町6-24	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R4.7.1	886-7287	
189	キッズランド まめの木 おおつ野校	おおつ野7丁目1番地4	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R4.9.1	0299-57-1569	
190	サガセル	並木3丁目15-12パルネット久松 101号室	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R5.3.1	893-5880	
191	きらりはーと神立	白鳥町992-7	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R5.4.1	879-9141	
192	ドレミファソライズ FC 土浦	中高津1-22-36	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R5.12.1	886-5324	
193	グローバルキッズメソッド 120	荒川沖東3-1-1	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R6.4.1	893-6275	
194	クオリティ・オブ・ライフ土浦第3支援教室	虫掛3731	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R6.4.1	879-5916	
195	こどもサークル土浦	田中1丁目1-4-1	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R6.4.1	828-4700	
196	放課後等デイサービスハッピークルー	荒川沖東二丁目4番地6荒川沖東ビル101号室	児童福祉法	放課後等デイサービス	合同会社	R6.4.1	828-7345	
197	にじとかげ	神立町3609-4	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R6.7.1	080-8157-3536	
198	キッズプライム土浦教室 食育プラス	木田余東台2丁目9-15	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R6.8.1	896-4305	
199	土浦市老人福祉センター「湖畔荘」	手野町 1892-1	老人福祉	福祉センター	土浦市	S56.4.1	828-0881	100
200	土浦市老人福祉センター「つわぶき」	中都町 1-5428-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H4.9.15	831-4126	100
201	土浦市老人福祉センター「うらら」	大和町 9-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H9.10.1	827-0050	100
202	デイサービスゆとりえ土浦	田中 1-6-3	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.9.1	875-4126	20
203	土浦ケアセンター そよ風	田中 1-1-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H12.5.25	835-2635	30
204	指定通所介護事業所 滝の園	穴塚 1935	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	25
205	デイサービスセンター なぎの木土浦	穴塚 333-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.2.27	869-9512	33
206	駅前デイサービス	大和町 9-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H27.10.1	828-5371	20
207	デイサービス ハートリビング土浦中央	中央 1-5-16	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.3.10	897-3770	40
208	ケアステーション あさひ土浦	大手町 6-2	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	825-3610	35
209	レコードブック土浦駅前店	港町 1-7-5 櫻井ビルⅡ-2B	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	896-5884	30
210	デイサービスここねす	生田町 1-28 トリニティビル1F	介護保険	デイサービス	営利法人	H30.2.1	845-7175	10
211	デイサービスセンター滝田	滝田 1-10-2	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	30
212	通所介護事業所 静霞園	東若松町 3379	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H元.3.1	823-0889	25
213	ツクイ土浦	東真鍋町 8-14	介護保険	デイサービス	営利法人	H17.3.1	825-1280	30
214	ヤックスデイサービス土浦	真鍋新町 7-4	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.11.1	824-1501	18
215	デイサービスまごころの家 土浦真鍋	真鍋 2-4-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.6.20	846-1288	15
216	デイサービス 桑林	荒川沖東 3-17-28	介護保険	デイサービス	営利法人	H19.12.1	843-7116	35
217	つくばからだはうす	中村西根 1055-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.11.6	886-8873	25
218	ケアパートナー・みなみ	荒川沖 5-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.6.14	834-3731	25
219	デイサービスセンター もりの家	北荒川沖町 8-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H10.9.1	830-4722	25
220	デイサービスセンター SLP 土浦	北荒川沖町 3-13	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.12.1	875-6206	10
221	デイサービス樹楽 土浦中	中 199-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.1.17	886-5265	22
222	デイサービスまいはうす	乙戸 1-69	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.3.4	843-6550	10
223	みんなのリハビリセンター土浦	小松 2-12-6	介護保険	デイサービス	営利法人	R3.10.1	896-3280	36
224	喜楽希楽サービス通所介護事業所	上高津 486-2	介護保険	デイサービス	宗教法人	H15.8.20	886-4433	46
225	デイサービスここいち永国	永国 903-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.5.1	879-5522	60

保  
福  
健  
社

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
226	デイサービス永国長寿館	永国 1048-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.12.22	823-1951	40
227	飛羽/園 デイサービスセンター指定通所介護事業所	小松 3-18-18	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	25
228	デイサービスまごころの家 土浦上高津	上高津新町 10-52	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.9.16	875-4501	10
229	デイサービス ガーデン	桜ヶ丘町 14-38	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.5.7	897-3305	25
230	デイサービス中高津シャンティ	中高津 2-5-15	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.10.1	896-8551	19
231	ご長寿くらぶ土浦・小松デイサービスセンター	土浦市小松 2-13-6	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	893-3522	15
232	デイサービス桜ヶ丘	桜ヶ丘町 19-30	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.11.1	896-7801	20
233	からだはうす ぶらす	小松 2-13-29	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.4.1	070-8983-8177	15
234	デイサービス ASUKA	神立中央 1-1-10 池田ビル 1階 105	介護保険	デイサービス	営利法人	H20.10.1	833-2682	30
235	デイサービス ここいち土浦	おおつ野 8-24-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.4.1	830-3002	48
236	土浦晴山苑 デイサービスセンター	田村町 2321-5	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	60
237	デイサービスセンターこほく	菅谷町 1168-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	25
238	指定通所介護事業所 ライフサポートサトルナ	おおつ野 2-1-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	110
239	神立デイサービスセンター優	土浦市神立町 2245-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	846-1116	10
240	土浦なごみデイサービス	右朧 644-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	10
241	デイサービスセンター やすらぎの園	小岩田西 2-1-49	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	25
242	ご長寿くらぶ土浦みぎもみデイサービスセンター	右朧 2722	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.2.15	893-2200	15
243	ご長寿くらぶ土浦みぎもみIIデイサービスセンター	右朧 2722-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.12.1	846-3622	10
244	めいこうの里デイサービス	大岩田 2469-11	介護保険	デイサービス	医療法人	H30.7.24	823-0015	25
245	のどか	烏山 1-2347-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.9.1	875-9877	36
246	通所介護事業所プラザマアム	板谷 7-626-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H18.3.10	830-2206	35
247	デイサービス憩いの里	高岡 2315	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	30
248	デイサービスセンター シルトピア	本郷 1679-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.8.1	862-1717	20
249	デイサービスセンターにいはり	藤沢 3534-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.7.1	829-3200	20
250	リハスマイル土浦	大畑 1605-8	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.9.1	896-8316	30
251	デイサービスまごころの家土浦西根	西根南 1-6-17	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.4.11	828-7503	10
252	半日型デイサービスいろどり	生田町 3-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.7.1	823-5052	10
253	デイサービスコラボ	西真鍋町 10-13	介護保険	デイサービス	営利法人	R6.7.1	080-4710-3928	10
254	うさぎとかめ	虫掛 3578	介護保険	デイサービス	営利法人	R5.7.1	893-2085	10
255	デイサービス LIFEIS	中村東 2-3-12	介護保険	デイサービス	営利法人	R6.3.1	090-8729-6199	10
256	半日型デイサービスきさらぎ	生田町 2-25	介護保険	デイサービス	営利法人	R6.3.1	846-5687	30
257	特別養護老人ホーム 滝の園	穴塚 1935	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	50
258	特別養護老人ホーム 滝田	土浦市滝田 1-10-2	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	58
259	特別養護老人ホーム 静霞園	東若松町 3379	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	S56.4.1	824-9581	60
260	特別養護老人ホーム もりの家	北荒川沖町 8-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H10.9.1	830-4755	54
261	特別養護老人ホーム 飛羽ノ園	小松 3-18-18	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	50
262	特別養護老人ホーム 土浦晴山苑	田村町 2321-5	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	70
263	特別養護老人ホーム こほく	菅谷町 1168-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	70
264	特別養護老人ホーム やすらぎの園	小岩田西 2-1-49	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	54
265	特別養護老人ホーム なごみ	右朧 644-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	90
266	特別養護老人ホーム はなのえん	栗野町 1852-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H16.8.20	830-0511	45
267	特別養護老人ホーム 憩いの里	高岡 2315	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	70
268	特別養護老人ホーム シルトピア	本郷 1679-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.6.20	862-1717	47
269	地域密着型特別養護老人ホーム ねもとの里	穴塚 1988-1	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.7.1	893-2110	29
270	地域密着型特別養護老人ホーム 静霞園	東若松町 3379	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	824-9581	20

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	取 容 人 数
271	地域密着型特別養護老人ホーム もりの家 サテライト	乙戸 230-2	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H24.6.1	886-9080	29
272	地域密着型特別養護老人ホーム 飛羽ノ圃・とわ	小松 3-18-18	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	826-2941	20
273	地域密着型特別養護老人ホーム やすらぎの園	小岩田西 2-1-49	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.12.1	835-3131	20
274	地域密着型特別養護老人ホーム やすらぎの園 アネックス	小岩田西 2-7-41	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H29.5.26	896-8330	29
275	地域密着型特別養護老人ホーム みちのえん	粟野町 1829-4	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.6.1	893-6061	29
276	介護老人保健施設 いっせい	土浦市東崎町 6-15	介護保険	老人保健施設	医療法人	H27.4.1	875-6900	29
277	介護老人保健施設 シルバーケア土浦	木田余 4606	介護保険	老人保健施設	医療法人	H9.3.5	826-7021	100
278	介護老人保健施設 セントラル土浦	真鍋新町12-10	介護保険	老人保健施設	医療法人	H30.2.1	893-6100	100
279	介護老人保健施設 常総の郷	荒川沖 6-110	介護保険	老人保健施設	医療法人	H18.4.21	843-5580	100
280	介護老人保健施設 えがお	中村東 2-21-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H23.6.1	869-9020	29
281	介護老人保健施設 さくら	神立町 444-2	介護保険	老人保健施設	医療法人	H8.6.25	823-1020	100
282	介護老人保健施設 ひかり	右舩 1113-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H16.10.18	843-3321	100
283	土浦リハビリテーション病院 介護医療院	真鍋新町 11-7	介護保険	介護医療院	医療法人	R4.11.1	835-7888	96
284	ケアバレス・ナヴァーレ	港町 3-30-23	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H18.10.1	835-1133	71
285	サンテヌ土浦	文京町 8-3	介護保険	有料老人ホーム	社会福祉法人	H12.8.1	826-6333	137
286	サンテヌ土浦新館(介護棟)	文京町 8.5	介護保険	有料老人ホーム	社会福祉法人	H23.4.1	875-3891	40
287	ハートワン土浦	天川 1-18-80	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H19.1.1	825-0250	40
288	かがやきの郷	常名 2212	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H12.3.24	823-8808	186
289	グループホーム だんらん	穴塚 1957	介護保険	グループホーム	社会福祉法人	H16.12.7	821-7071	18
290	グループホーム 和晃	若松町 5-28	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.4.7	826-1628	8
291	グループホーム しょうわ家族	荒川本郷 218-173	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.10.1	841-5666	18
292	グループホーム きらめき	小松 2-9-12	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.12.1	824-7810	18
293	グループホーム 永国長寿館	永国 1048-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.12.23	823-1951	18
294	グループホーム 土浦マロン館	菅谷町 1358-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.10.4	831-7086	18
295	グループホーム 鶴沼の里	神立東 2-21-22	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.11.16	834-0011	27
296	グループホーム 鶴沼の里2	神立東 1-16-33	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.2.1	830-0220	18
297	グループホーム 寄居	神立町 443-5	介護保険	グループホーム	医療法人	H15.3.1	833-2070	27
298	グループホーム きらめき2	右舩 2743-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.6.6	843-1991	18
299	グループホーム 和楽樹	板谷 1-478-3	介護保険	グループホーム	営利法人	H18.3.31	833-2400	9
300	グループホーム いっしん館こまち	藤沢 894-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.1.24	830-6000	18
301	デイサービス しょうわ家族	荒川本郷 218-115	介護保険	認知症デイサービス	営利法人	H21.10.1	842-7466	12
302	デイサービス 寄居	神立町 443-5	介護保険	認知症デイサービス	医療法人	H24.12.1	833-2070	9
303	デイホーム しょうわ家族	荒川本郷 218-173	介護保険	認知症デイサービス	営利法人	H20.12.10	841-5666	3
304	小規模多機能型居宅介護事務所 土浦の里	中央 2-6-27	介護保険	小規模多機能型居宅介護	学校法人	H24.9.1	895-3789	25
305	小多機ホーム しょうわ家族	荒川沖 6-638	介護保険	小規模多機能型居宅介護	営利法人	R3.6.1	846-3231	29
306	看護小規模多機能型居宅介護「山手」	国分町 7-6	介護保険	複合型サービス	医療法人	H30.8.1	835-3388	29
307	ケアハウス ポプラ館	東若松町 3379	老人福祉	軽費老人ホーム	社会福祉法人	H8.4.13	826-8888	50
308	ケアハウス もりの家	北荒川沖町 8-2	老人福祉	軽費老人ホーム	社会福祉法人	H10.9.1	841-8885	30
309	土浦市ふれあいセンター ながみね	中村西根 2078-1			土浦市	H15.6.1	830-5600	
310	土浦市シルバー人材センター	東真鍋町 2-5	高齢者雇用安定法		公益社団法人	S57.3.11	824-8281/8282	
311	土浦市社会福祉センター	大和町 9-2			土浦市	S44.11.1	821-5995/5996	
312	新治総合福祉センター	沢辺 1423-1			土浦市	H8.4.10	862-3522	
313	土浦市社会福祉協議会	大和町 9-2	社会事業		社会福祉法人	S27.3.1	821-5995/5996	

## 10 国民年金

### (1) 拠出年金（各年度末現在）

#### ア 国民年金被保険者適用及び免除状況

(単位：人・件・%)

区 分	適 用 者					適用率	保 険 料 免 除		
	1 号	任 意	小 計	3 号	合 計		法定免除	申請免除	計
令和元々	16,584	226	16,810	8,594	25,404	-	1,095	一部 全額 学特 猶予 465 2,679 1,874 648	6,761
々 2 々	16,552	214	16,766	8,294	25,060	-	1,163	一部 全額 学特 猶予 375 2,700 1,816 664	6,718
々 3 々	16,316	209	16,525	7,943	24,468	-	1,240	一部 全額 学特 猶予 453 2,948 1,795 727	7,163
々 4 々	16,154	217	16,371	7,564	23,935	-	1,310	一部 全額 学特 猶予 398 2,870 1,756 659	6,993
々 5 々	15,899	233	16,132	7,219	23,351	-	1,343	一部 全額 学特 猶予 401 2,877 1,703 695	7,019

#### イ 国民年金保険料納付状況

(単位：人・%)

区 分	A 納付対象月数(累計)	B 納付実施月数(累計)	納付率 $\frac{B}{A}$ %
令和元々	125,773	78,352	62.2
々 2 々	123,050	79,159	64.3
々 3 々	117,801	79,548	67.5
々 4 々	116,268	79,995	68.8
々 5 々	112,771	80,289	71.2

#### ウ 国民年金保険料

定額保険料 月額 16,980円（令和6年4月から）

付加保険料 月額 400円

#### エ 拠出年金支給額（令和 6.4.1 から）

$$\begin{aligned}
 \text{老齢基礎年金} &= 816,000\text{円} \times \left[ \left( \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能年数}} \right) + \left( \frac{\text{平成21年度以降全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left( \frac{\text{平成21年度以前全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{3} \right. \\
 &\quad + \left( \frac{\text{平成21年度以降}}{\text{4分の1納付月数}} \right) \times \frac{5}{8} + \left( \frac{\text{平成21年度以前}}{\text{4分の1納付月数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left( \frac{\text{平成21年度以降}}{\text{2分の1納付月数}} \right) \times \frac{3}{4} \\
 &\quad \left. + \left( \frac{\text{平成21年度以前}}{\text{2分の1納付月数}} \right) \times \frac{2}{3} + \left( \frac{\text{平成21年度以降}}{\text{4分の3納付月数}} \right) \times \frac{7}{8} + \left( \frac{\text{平成21年度以前}}{\text{4分の3納付月数}} \right) \times \frac{5}{6} \right] \\
 &\quad \times \text{加入可能年数} \times 12
 \end{aligned}$$

障害基礎年金 1級 1,020,000円

2級 816,000円

遺族基礎年金 816,000円

付加年金 200円×納付月数（付加年金加入者は老齢（基礎）年金に加算）

寡婦年金 夫の老齢基礎年金額の4分の3（付加年金を除く）

死亡一時金	納付済期間	3年以上15年未満	120,000円
		15年〃20年〃	145,000円
		20年〃25年〃	170,000円
		25年〃30年〃	220,000円
		30年〃35年〃	270,000円
		35年〃	320,000円

オ 拠出年金受給者の状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	受 給 権 者 数	受 給 金 額
老齢年金及び通算老齢年金	38,833 人	25,883,959 千円
障 害 年 金	2,324 人	2,040,223 千円
遺族年金（母子含む）	244 人	189,795 千円
寡 婦 年 金	13 人	4,520 千円
合 計	41,414 人	28,118,497 千円

## 11 国民健康保険

国民健康保険は、職域を中心とする被用者保険以外を対象として、疾病、負傷、出産、死亡について必要な保険給付を行うことを目的とする医療保険制度である。

### (1) 事業開始

昭和26年1月10日

### (2) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法において市町村の必置機関とされており、国民健康保険運営に関する重要事項を審議する市長の諮問機関である。

○委員の構成……………14人

被保険者代表 4人

保険医又は保険薬剤師代表 4人

公益代表 4人

被用者保険等保険者代表 2人

国保事業の運営にあたり、被保険者、療養担当者等それぞれの立場の利害の調整を図り、また公正かつ適正な協議会の運営を図るため以上の構成となっている。

### (3) 被保険者の推移

#### ア 被保険者加入状況（住民基本台帳）

(各年度末現在)

区分 年度	全 市		国 民 健 康 保 険		加 入 割 合 (%)	
	世 帯	人 口	世 帯	被 保 険 者	世 帯	被 保 険 者
令和元年	67,023	141,655	20,858	32,633	31.1	23.0
〃 2 〃	67,936	141,119	20,737	31,973	30.5	22.7
〃 3 〃	68,817	140,995	20,025	30,487	29.1	21.6
〃 4 〃	70,093	141,233	19,241	28,571	27.5	20.2
〃 5 〃	71,413	141,409	18,859	27,549	26.4	19.5

## イ 事由別異動状況

年度 区分	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
資格 取得 届	転入	1,414	1,700	1,265	1,477	1,158	1,363	1,356	1,613	1,450	1,677
	社保離脱	3,008	4,118	3,172	4,298	3,032	4,075	3,242	4,184	3,339	4,411
	社保廃止	44	51	27	31	37	37	34	38	39	46
	出生	125	126	91	94	112	113	64	65	90	91
	後期から	6	6	4	4	8	8	2	2	4	4
	その他	67	94	82	106	69	94	76	93	69	87
	小計	4,664	6,095	4,641	6,010	4,416	5,690	4,774	5,995	4,991	6,316
資格 喪失 届	転出	1,199	1,436	1,009	1,187	1,005	1,218	1,023	1,218	1,013	1,230
	社保加入	3,099	4,130	2,704	3,613	2,794	3,653	3,163	4,145	2,973	3,767
	生保開始	105	129	90	109	116	127	110	130	110	122
	死亡	229	229	197	197	256	257	219	219	214	214
	後期へ移行	1,315	1,318	1,291	1,295	1,697	1,702	1,952	1,958	1,795	1,801
	その他	253	298	221	269	182	219	199	241	170	204
	小計	6,200	7,540	5,512	6,670	6,050	7,176	6,666	7,911	6,275	7,338
世帯合併	55	-	34	-	45	-	24	-	23	-	
世帯分離	135	-	94	-	93	-	97	-	85	-	
一部転居	8	-	6	-	6	-	5	-	8	-	
世帯主変更	455	-	466	-	451	-	427	-	391	-	
合計	11,517	13,635	10,753	12,680	11,061	12,866	11,993	13,906	11,773	13,654	

保福  
健社

### (4) 保険給付

#### ア 療養の給付（現物給付）又は療養費及び移送費の支給（現金給付）

被保険者の疾病および負傷に関して法に定める要件を除き給付の制限はなく、保険診療で定められたすべてについて給付する。

- 診察
- 薬剤または治療材料の支給
- 処置、手術その他の治療
- 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 入院時食事療養費
- 移送費

ほかに柔道整復師の施術、鍼灸マッサージ（医師の同意のあるもののみ）についても給付する。

#### イ 給付の割合

○義務教育就学前8割、70歳以上75歳未満8割（ただし、一定以上所得者7割）、その他7割  
ただし、結核予防法第34条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条は10割（公費分を含む）

## ウ 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

### 1. 70歳未満の方（医療機関ごとに計算。ただし、入院、外来、医科及び歯科は別計算）

区 分		自 己 負 担 限 度 額	
所得が901万円を超える	(ア)	252,600円	実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円	実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円	実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円以下 (市・県民税非課税世帯除く)	(エ)	57,600円	
市・県民税非課税世帯	(オ)	35,400円	

※同一世帯で同一月以内に一部負担金を21,000円以上支払った場合が2回以上あったとき、これらの額を合算して、限度額を超えた分を支給。また、過去1年間に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目以降は、自己負担限度額が、(ア)は140,100円、(イ)93,000円、(ウ)・(エ)44,400円、(オ)24,600円になります。

### 2. 70歳以上75歳未満の方（外来は、個人単位、入院は世帯単位で合算）

区 分		自 己 負 担 限 度 額	
		外 来 の 限 度 額	入 院 及 び 世 帯 ご と の 限 度 額
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 (※1) 実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 380万円以上	167,400円 (※2) 実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 145万円以上	80,100円 (※3) 実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
一 般 (市・県民税課税世帯で現役並み所得者以外の方)		18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 (※3)
市・県民税非課税世帯	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※現役並み所得者及び一般の区分で世帯ごとの高額療養費が過去1年間に3回以上支給されている場合、4回目以降の自己負担限度額が※1は140,100円、※2は93,000円、※3は44,000円になります。

## エ その他の給付

出産育児一時金	1件	原則500,000円	被保険者が出産したとき
葬 祭 費	1件	50,000円	被保険者が死亡したとき

## 才 保険給付の推移

(療養給付費)

(単位：件・千円・%)

年度 区分	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比	令和3年度	前 年 比	令和4年度	前 年 比	令和5年度	前 年 比
件数	516,421	95.6	461,083	89.3	476,359	103.3	462,667	97.1	451,169	97.5
費用額	11,546,159	97.4	10,629,383	92.1	11,028,015	103.8	10,844,245	98.3	10,445,524	96.3
保険者負担分	8,420,256	97.6	7,761,866	92.2	8,061,841	103.9	7,937,278	98.5	7,652,002	96.4
一部負担金	2,846,992	97.9	2,589,781	91.0	2,642,927	102.1	2,579,242	97.6	2,493,360	96.7
薬剤一部負担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他負担分	278,911	89.4	277,736	99.6	323,247	116.4	327,725	101.4	300,161	91.6

(療養費等)

(単位：件・千円・%)

件数	11,442	95.5	10,050	87.8	9,705	96.6	8,632	88.9	7,802	90.4
費用額	100,279	96.9	87,617	87.4	82,054	93.7	77,473	94.4	70,614	91.1
保険者負担分	72,870	95.9	64,247	88.2	60,495	94.2	58,286	96.3	51,810	88.9
一部負担金	27,304	102.0	23,276	85.2	21,476	92.3	19,158	89.2	18,684	97.5
薬剤一部負担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他負担分	105	14.5	94	89.5	82	87.6	29	35.4	119	410.3

(計：療養諸費)

(単位：件・千円・%)

件数	527,863	95.6	471,133	89.3	486,064	103.2	471,299	97.0	458,971	97.4
費用額	11,646,438	97.4	10,717,000	92.0	11,110,069	103.7	10,921,718	98.3	10,516,138	96.3
保険者負担分	8,493,126	97.6	7,826,113	92.1	8,122,336	103.8	7,995,564	98.4	7,703,813	96.4
一部負担金	2,874,296	97.9	2,613,057	90.9	2,664,403	102.0	2,598,400	97.5	2,512,044	96.7
薬剤一部負担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他負担分	279,016	89.3	277,830	99.6	323,330	116.4	327,754	101.4	300,280	91.6

療養諸費の1人当たり・1件当たり費用額

(単位：件・千円・%)

年度 区分	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比	令和3年度	前 年 比	令和4年度	前 年 比	令和5年度	前 年 比
一人当たり費用額	347,593	102.7	333,728	96.0	352,387	105.6	364,726	103.5	371,818	101.9
1件当たり "	22,063	101.9	22,747	103.1	22,857	100.5	23,174	101.4	22,912	98.9

高額療養費支給状況

(単位: 件・千円)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支 給 額		1,270,026	1,166,653	1,204,623	1,190,486	1,190,281
支 給 件 数		20,162	19,327	20,181	18,821	20,417
1 件 当 り 支 給 額		63	60	60	63	58

出産育児一時金・葬祭費の支給状況

(単位: 件・千円)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出 産 育 児 一 時 金	1 件 当 支 給 額	404 ~ 420	404 ~ 420	404 <sup>※</sup> ~ 420	408 ~ 420	488 ~ 500
	支 給 件 数	119	98	108	67	84
	支 給 額	49,836	41,016	45,224	28,092	40,941
葬 祭 費	1 件 当 支 給 額	50	50	50	50	50
	支 給 件 数	202	185	209	195	184
	支 給 額	10,100	9,250	10,450	9,750	9,200

※令和4年1月1日以降の分娩については408(千円)

カ 保健事業

被保険者の疾病予防並びに健康の保持増進に努め、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために実施している。

- 市の疾病予防事業として実施する各検診の自己負担分の無料化
- 特定健診、特定保健指導の実施
- 日帰り人間ドック（健診機関：霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、つくば総合健診センター、土浦協同病院予防医療センター、神立病院健診センター、日立製作所土浦診療健診センタ、牛久愛和総合病院総合健診センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、セントラル総合クリニック、龍ヶ崎済生会総合健診センター、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医学研究センター、筑波学園病院健診センター）及び脳ドック（健診機関：つくば総合健診センター、霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、土浦協同病院予防医療センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、龍ヶ崎済生会総合健診センター、神立病院健診センター、県南病院、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医療研究センター、筑波学園病院健診センター、牛久愛和病院総合健診センター）の健診料の半額程度補助
- 医療費通知

キ 高額療養費貸付制度

昭和53年4月1日から国民健康保険の被保険者に対し、著しく高額な療養に要した費用の支払いについて貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………高額療養費の90%以内
- 貸付期間……………高額療養費の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

ク 出産費資金貸付制度

平成13年10月1日から国民健康保険の被保険者に対し、出産予定日まで1月以内である場合に、出産費資金について貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………出産費一時金の90%以内
- 貸付期間……………出産育児一時金の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

## ケ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の発行

平成19年4月1日から、国民健康保険の被保険者が診療を受けた場合、申請により、医療機関の窓口の支払が限度額までとなります。

○対象者 以下のいずれかに該当する国保被保険者

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の住民税課税所得690万円未満の現役並み所得者の方
- ・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

## (5) 国民健康保険税

国民健康保険税は、所得割、被保険者均等割、二方式による合算によって賦課される。

### ア 税率および賦課基準、減額等（令和6年4月現在）

区 分	内 容	医療分税率	支援分税率	介護分税率
所得割額	前年の総所得金額および山林所得金額の合算額から基礎控除額を差引いた額に応じて計算	7.11/100	2.90/100	2.38/100
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	37,000円	15,000円	18,000円
課税限度額	算出額がこの額を超えた場合は、限度額	650,000円	240,000円	170,000円

※18歳未満（ただし18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む）の子どもの均等割額が5割軽減等されます。

減 額：世帯の総所得金額等が一定基準以下（別表）の場合は均等割が、2割・5割もしくは7割減額になる。

（減額基準）

区 分	減額基準額算出式	備 考（減額される金額）
2割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)7,400円(支援分)3,000円(介護分)3,600円が減額
5割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)18,500円(支援分)7,500円(介護分)9,000円が減額
7割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)25,900円(支援分)10,500円(介護分)12,600円が減額

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受けている方です。  
これらに該当する方が世帯にいない場合、（給与所得者等の数 - 1）はゼロとして計算します。

## イ 納 期

納税通知書は、1～8期分を7月に送付。8期に分けて納付する。

期 別	1	2	3	4	5	6	7	8
納期月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

## ウ 保険税の推移

### (ア) 保険税率及び課税限度額

区分	年度	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		医療分	支援分	介護分												
応能割	所得割	7.26/100	2.36/100	2.04/100	7.26/100	2.36/100	2.04/100	7.26/100	2.36/100	2.04/100	7.26/100	2.36/100	2.04/100	7.26/100	2.36/100	2.04/100
	均等割	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	28,000	9,000	10,000	28,000	9,000	10,000
応益割	均等割	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	-	-	-	-	-	-
	平等割	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	-	-	-	-	-	-
課税限度額	(万円)	61	19	16	63	19	16	63	19	17	65	20	17	65	22	17

## (イ) 賦課（現年度分）状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
算 出 税 額	所得割額(千円)	2,397,118	2,546,113	2,269,167	2,224,044	2,254,171
	均等割額(千円)	1,145,399	1,097,174	1,077,015	1,246,115	1,171,918
	平等割額(千円)	842,088	817,381	813,588	—	—
	合 計(千円)	4,384,605	4,460,668	4,159,770	3,470,159	3,426,089
上 記 の 賦 課 割 合	所 得 割(%)	54.67	57.08	54.55	64.09	65.79
	均 等 割(%)	26.12	24.60	25.89	35.91	34.21
	平 等 割(%)	19.21	18.32	19.56	—	—
減免による減額(千円)		3,867	19,997	8,017	24,848	22,815
保険税軽減額(千円)		550,221	538,599	548,224	360,037	350,444
限度超過額(千円)		336,390	545,569	364,512	307,107	444,827
調 定 額(千円)		3,425,474	3,335,265	3,194,933	2,703,805	2,590,056
前 年 比(%)		95.6	97.4	95.8	84.6	95.8
世帯当り調定額(円)		164,228	160,836	159,547	140,523	134,611
前 年 比(%)		98.4	97.9	99.2	88.1	95.8
被保険者一人当り調定額(円)		104,970	104,315	104,797	94,635	90,653
前 年 比(%)		99.8	99.4	100.5	90.3	95.8

## (ウ) 収納状況

年度	調 定 額	調定額(千円)	収納額(千円)	不納欠損額(千円)	未収額(千円)	収納率(%)
令 和 元 年 度	現年度分	3,425,474	3,059,848	597	365,029	89.3
	滞納繰越	1,306,369	300,922	241,597	763,849	23.0
	計	4,731,843	3,360,771	242,194	1,128,878	71.0
令 和 2 年 度	現年度分	3,335,265	3,001,442	0	333,823	90.0
	滞納繰越	1,332,175	297,129	213,584	821,462	22.3
	計	4,667,440	3,298,571	213,584	1,155,285	70.7
令 和 3 年 度	現年度分	3,194,931	2,883,980	127	310,823	90.3
	滞納繰越	1,145,876	212,240	153,959	779,677	18.5
	計	4,340,807	3,096,220	154,086	1,090,500	71.3
令 和 4 年 度	現年度分	2,703,804	2,466,012	20	237,771	91.2
	滞納繰越	1,083,016	215,658	57,012	810,345	19.9
	計	3,786,821	2,681,670	57,033	1,048,117	70.8
令 和 5 年 度	現年度分	2,590,056	2,366,034	0	224,021	91.4
	滞納繰越	1,041,713	170,721	146,054	724,937	16.4
	計	3,631,769	2,536,755	146,054	948,958	69.8

## 12 後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障害があると認定されたときは65歳以上）の方は、これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険（被扶養者であった方を含む）の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。ただし、生活保護受給中の方は除かれます。

後期高齢者医療制度は、茨城県内の全市町村で構成する「茨城県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という。）が運営します。

### (1) 対象となる方

#### 1) 75歳以上の方

75歳の誕生日から被保険者となります。（生活保護受給者を除きます。）

#### 2) 65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると広域連合の認定を受けた方 申請して認定を受けた日から被保険者となります。

### (2) 保険料

#### 1) 後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

◇令和6・7年度の保険料率（茨城県内は均一の保険料率）

I年間の保険料 (100円未満切り捨て)	=	均等割額 47,500円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除額)×9.66%
-------------------------	---	-----------------	---	------------------------------

※基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は9.00%  
(令和6年度のみ)

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円。）となります。

※保険料額の賦課限度額（上限）は、令和6年度は73万円（令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円）、令和7年度は80万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

#### 2) 保険料の軽減措置

##### ①均等割額の軽減

「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額」が次の基準額を超えない場合、保険料の均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
①43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割
②43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「29.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「54.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

②その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※①の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

**(3) 窓口での自己負担割合**

医療機関等の窓口で支払う自己負担金の割合は、一般の方は、かかった医療費の「1割」で、一定以上の所得のある方は「2割」、現役並み所得者は「3割」となります。

**(4) 自己負担限度額と高額療養費**

1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額までの支払いで済みます。自己負担限度額を超える窓口負担をした場合、超えた分は高額療養費として払い戻されます。

## 13 医療費助成制度

### (1) 医療福祉費支給制度

土浦市に居住し、各種医療保険に加入している者で、小児、ひとり親家庭の親子、重度心身障害者及び妊産婦に対して、必要な医療を容易に受けられるよう、その一部を助成し、健康の向上と福祉の増進を図るため「土浦市医療福祉費支給に関する条例」により、医療福祉費を支給する。

#### ア 小児

該当者

出生の日から満18歳(高校生相当年齢)に達する日以後の最初の3月31日までの者

#### イ ひとり親家庭の親子

該当者

(ア) ひとり親家庭の親子

- ・配偶者のない(死別、離婚など)者で18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童を監護している方とその児童
- ・20歳になった日以後の最初の3月31日までの障害児とひとり親家庭の親
- ・20歳になった日以後の最初の3月31日までの高校在学者とひとり親家庭の親

(イ) 父母のいない(ア)に掲げる児童

(ウ) 父母のいない(ア)に掲げる児童を養育している配偶者のいない者又は婚姻をしたことのない者

(エ) 上記に準じ、次のような場合も母と子、父と子が対象となる

夫又は妻(又は父母)の生死が1年以上明らかでないとき

夫又は妻(又は父母)から1年以上遺棄されているとき

夫又は妻(又は父母)が精神又は身体の障害により1年以上労働能力を失っているとき

夫又は妻(又は父母)が1年以上拘禁されているとき

(オ) 所得制限

合計扶養	老人・特定(扶)	0人	1人	2人	3人
0人		3,096			
1人		3,476	3,576		
2人		3,856	3,956	4,056	
3人		4,236	4,336	4,436	4,536
4人		4,616	4,716	4,816	4,916
5人		4,996	5,096	5,196	5,296

(単位:千円)

(令和6年4月1日現在)

#### ウ 重度心身障害者

該当者

(ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号(省令別表、以下同じ)の1級又は2級の障害の程度に該当し、手帳の交付を受けた者

(イ) 障害名が心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害で、省令別表の3級に該当し、手帳の交付を受けた者。

(ウ) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者の更生相談所において、知能指数が35以下と判定された者

(エ) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において、知能指数は50以下と判定された者(令和6年4月1日から4級が新たに対象)

- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者（平成31年4月1日から）
- (カ) 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けていて、かつ、身体障害者手帳3級又は4級の交付を受けた者（令和6年4月1日から）
- (キ) 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けていて、かつ、児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者（令和6年4月1日から）
- (ク) 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童（～20歳の誕生日前日まで）
- (ケ) 障害年金1級の受給権者
- (コ) 所得制限

（単位：千円）

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	5,209	6,287
1人	5,589	6,536
2人	5,969	6,749
	(扶養親族1人ごとに380千円加算)	(扶養親族1人ごとに213千円加算・2人目以降)

（令和6年4月1日現在）

## エ 妊産婦

該当者

- (ア) 県の妊産婦の医療福祉制度は、妊娠の継続又は安全な出産のために、必要となる医療に関する産婦人科受診の場合に、医療助成を行う。
- (イ) 市単独事業により、所得制限を撤廃し、産婦人科以外のすべての医療機関の受診に対する医療助成を行う。
  - ・利用期間……母子保健法に基づく妊娠の届出日の属する月の初日から出産月の翌日末日まで

### 医療福祉費支給制度（マル福）受給者数

（単位：人）

区 分	令和4年度			令和5年度			
	県制度	市単独	計	県制度	市単独	計	
妊 産 婦 <sup>(※1)</sup>	516	32	548	547	22	569	
小 児 <sup>(※2)</sup>	16,974	1,457	18,431	16,511	1,524	18,035	
内 訳	未 就 学 児	5,760	273	6,033	5,557	290	5,847
	小 学 生	5,921	434	6,355	5,745	468	6,213
	中 学 生	2,614	305	2,919	2,567	339	2,906
	高校生(相当年齢)	2,679	445	3,124	2,642	427	3,069
母 子 家 庭	2,364	0	2,364	2,323	0	2,323	
父 子 家 庭	238	0	238	235	0	235	
重 度 心 身 障 害 者	1,039	0	1,039	1,050	0	1,050	
65歳以上重度心身障害者	1,558	0	1,558	1,517	0	1,517	
計	22,689	1,489	24,178	22,183	1,546	23,729	

(※1) 妊産婦の市単独…県制度所得超過者（R4:32名、R5:22名）のほか、県制度受給者のうち妊産婦特有の疾病以外についても助成している。  
県制度の助成:妊産婦特有の疾病（所得制限あり）

(※2) 小児の市単独…県制度所得超過者（R4:1,457名、R5:1,524名）のほか、県制度受給者の内中高校生の外来についても助成している。  
県制度の助成:小学6年生までの外来、高校3年生相当年齢までの入院（所得制限あり）

## 14 保健衛生

市民の健康推進と疾病予防のための、各種保健事業、予防接種を主とした感染症予防対策、市民の休日及び夜間の医療不安に対する救急医療対策事業を実施している。

○土浦市保健センター施設概要

	土浦市保健センター	土浦市保健センター 新治分室
所在地	土浦市下高津二丁目7番27号	土浦市藤沢990番地
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	5,000㎡	1,542㎡
建築面積	1,180.89㎡	528.64㎡
延床面積	2,855.28㎡	508.43㎡
施工期間	着工 平成2年6月26日 竣工 平成3年6月15日	着工 昭和61年9月17日 竣工 昭和62年3月20日
業務開始	平成3年8月1日	昭和62年4月1日
総事業費	1,604,996千円	103,749千円

### (1) 土浦市地域医療運営協議会

本市における地域医療の運営等について、必要な事項を調査審議する機関である。

- 委員の構成及び任期 15名以内 2年

市議会議員、医師会及び歯科医師会の会長及び会員、保健所長、学識経験者、副市長、その他特に市長が認める者

### (2) 健康つちうら21計画推進委員会

本市における健康増進計画及び食育推進計画を策定し、市民の健康増進を総合的かつ効果的に推進する。

- 委員の構成及び任期 20名以内 3年

市議会議員、医師会・歯科医師会及び薬剤師会の会員、学識経験者、地区組織・関係機関及び団体の代表者、その他特に市長が認める者

### (3) 土浦市予防接種健康被害調査委員会

市が実施する予防接種に関連して発生した健康被害調査及び補償について協議を行う。

- 委員の構成及び任期 10名以内 2年

医師会の会員、予防接種に関して専門的知識及び経験を有する医師、保健所長、副市長

### (4) 土浦市食生活改善推進員協議会

食生活改善推進員の活動を通して、会員の資質の向上と活動の振興を図り、土浦市の食生活改善活動を効果的に推進することによって、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

- 令和6年4月1日現在推進員数 117名

### (5) 土浦市運動普及推進員連絡協議会

運動普及推進員として、市民の生活に身近なところで普及活動を行い、会員の資質の向上と活動の振興をはかり、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

- 令和6年4月1日現在推進員数 97名

## (6) 健康まつり

市民、行政、医療機関の協働により、市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康への意識を高め、実践を促進し普及啓発を行い、健康で明るいまちづくりの推進を目指すことを目的とする。

内容	(1) 保健事業	健康相談、医療相談、食と健康、歯と健康、薬と健康、応急救護、健康体操 他
	(2) 福祉事業	福祉の店、親子の遊びコーナー 他
	(3) 啓発事業	薬物乱用防止、禁煙啓発、がん予防啓発 他

## (7) 保健対策

各年齢層に応じた各種の事業を実施し、市民の疾病予防と健康の保持増進に努めている。

## ア 健康増進

がん・心臓病・脳卒中をはじめとする生活習慣病を予防し、市民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう、健（検）診や健康相談・教育等の各種健康増進事業を実施している。

### ○ 生活習慣病検診

種 別	検 診 名	対 象 者	実 施 日	実 施 場 所	
医療機関検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方 及び生活保護受給者	4月～3月	協力医療 機 関	
	特定健康診査	40歳から74歳の方 国民健康保険加入者の方			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部（肺がん）検診	40歳以上の方			
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性			
	乳がん検診	マンモグラフィ			40歳以上の偶数年齢の女性
		超音波			40歳以上の女性
	前立腺がん検診	50歳以上の男性			
	肝炎ウイルス検診	年度内40歳以上で過 去に肝炎ウイルス検 査を受けていない方			
	胃がんリスク検査	年度内40～75歳の未 受診者でピロリ菌の 除菌治療等を受けた ことがない方			
集団検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方 及び生活保護受給者	7月～10月 ・2月	土浦市保健 センター等	
	特定健康診査	40歳から74歳の方 社会保険本人は該当しません			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部（肺がん）検診	40歳以上の方			
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性	7月～12月		
	乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上の偶数年齢の女性		
		超音波			
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	7月～10月・2月		
	腹部超音波検診	40歳以上の方	10月～12月		
	肝炎ウイルス検診	年度内40、45、50、 55、60、65、70歳で 過去に肝炎ウイルス検 査を受けていない方	7月～10月 ・2月		
骨粗鬆症検診	20歳から70歳の女性	1月～2月			
	10か月育児相談対象児 の母親と同伴の祖母	毎月第3火曜日			
	地域子育て支援センターを 利用している児の保護者	5月～6月	各地域子育て 支援センター		

○ 健康相談・健康教室

事業名	対象者	実施日	実施場所
ダイヤル健康相談	一般市民	随時	土浦市保健センター
栄養相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康相談	一般市民	月1回(予約制)	
リハビリ相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康出前講座	一般市民	年間	各地区公民館等
出張栄養相談	子育て支援センター利用者	隔月1回	子育て支援センターさくらんぼ
	子育て交流サロン利用者	隔月1回	子育て交流サロンわらべ・のぞみ
高齢者健康相談	一般市民	月2回	老人福祉センターうらら他3か所
健診結果まるごと相談	健康診査受診者とその家族	9月～3月	土浦市保健センター 各地区公民館等
歯科健康教室	一般市民	年8回	公民館等
市民による市民のための健康減量教室	一般市民	5月～2月	土浦市保健センター
上がりざみなら下げましょう血糖教室	一般市民	7月～9月・3月	土浦市保健センター
上がりざみなら下げましょう血圧教室	一般市民	12月～2月	土浦市保健センター

○ 歯科保健

事業名	対象者	実施日	実施場所
40歳誕生日 歯科健康診査	年度内40歳の方	4月～3月	協力医療機関

## イ 予防接種

予防接種法に基づく各種予防接種及び臨時接種及び一部の任意予防接種を協力医療機関における個別接種で実施し、疫病予防を図っている。

種 別	接種回数		法定対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス	2回	生後6週から24週0日まで
	ロタテック	3回	生後6週から32週0日まで
B型肝炎	3回		生後0か月～1歳未満
ヒブ	初回免疫（3回） 追加免疫（1回）		生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回免疫（3回） 追加免疫（1回）		生後2か月～5歳未満
5種混合（1期）	初回免疫（3回）		生後2か月～7歳6か月未満
4種混合（1期）	追加免疫（1回）		
2種混合（2期）	1回		11歳～13歳未満
BCG	1回		生後0か月～1歳未満
麻しん・風しん	1期（1回）		1歳～2歳未満
	2期（1回）		5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間
水痘	2回		1歳～3歳未満
日本脳炎（※）	初回免疫（2回） 追加免疫（1回）		生後6か月～7歳6か月未満
	2期（1回）		9歳～13歳未満
子宮頸がん予防（※）	3回		小学校6年生～高校1年生相当までの女子
高齢者インフルエンザ	1回（年度内）		ア65歳以上の者
新型コロナウイルス			イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
成人用肺炎球菌	1回		ア満65歳の者 イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
（任意）おたふくかぜ	1回		1歳～小学校入学前年度末（年長相当の3月31日）
（任意）小児インフルエンザ	13歳未満は2回、満13歳以上～中学3年生は1回（年度内）		生後6か月～中学3年生まで

（※）その他 特例実施あり

## (8) 献 血

献血は、病気や怪我で輸血を必要としている方のために、血液を提供するボランティアです。

血液は、生命の維持に欠かせない役割を担っていますが、その機能を完全に代替できる手段が存在しないこと、また、血液は生きた細胞で、長い期間保存することもできないことから計画的に献血による血液の確保が必要です。

### ○献血推進協議会

市民の献血思想の普及と献血者の組織の育成を図るとともに、血液事業の適正な運営を推進するため、次の事業を行う。

- ・ 献血思想の普及に関すること
- ・ 献血計画の策定に関すること
- ・ 献血組織の育成に関すること
- ・ その他献血事業の推進に関し必要なこと
- ・ 委員の構成及び任期 20名以内 2年

土浦市医師会の会員、献血協力団体の代表者、献血協力事業所等代表者、関係行政機関の代表者

## (9) 救急医療対策

昭和48年4月から、土浦市医師会の協力により医科4科（内科、外科、産婦人科、小児科）の在宅当番医制による休日緊急診療を開始し、昭和51年4月から、土浦市歯科医師会の協力により歯科の休日緊急診療を開始した。また、昭和56年4月から、夜間緊急診療所を開設、さらに同年8月から国立霞ヶ浦病院（現在の霞ヶ浦医療センター）、土浦協同病院、東京医科大学霞ヶ浦病院（現在の東京医科大学茨城医療センター）の病院群輪番制による第二次診療体制を図り、市民の休日及び夜間の医療不安解消に努めている。

なお、平成9年4月から、在宅当番医制による小児科休日緊急診療をセンター方式に変更し、それに伴い「夜間緊急診療所」を「休日緊急診療所」に名称を変更して実施している。

また、平成31年4月から産婦人科の「休日緊急診療（在宅当番医）」は廃止となっている。

### ○休日緊急診療（在宅当番医）

- ・ 診療日 日曜日、祝日、盆（8月15日・16日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 時 間 午前9時～正午、午後1時～午後4時
- ・ 診療科目 内科、外科、歯科

### ○休日緊急診療所

- ・ 設置場所 土浦市保健センター内
- ・ 診療日 「夜間」 木・金・土・日曜日・祝日・盆（8月15日・16日）  
年末年始（12月29日～1月3日）  
「昼間」 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 時 間 「夜間」 午後7時～午後10時  
「昼間」 午前9時～午後4時
- ・ 診療科目 「夜間」 小児科  
内 科  
「昼間」 小児科

### ○病院群輪番制

夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、初期救急医療施設及び患者搬送機関との円滑な連携体制のもと、第二次病院としての診療機能を有する病院群の輪番制を行い、夜間の緊急医療を確保している。

- ・参加病院 霞ヶ浦医療センター、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センターの輪番制
- ・診療日 年間全日
- ・時間 午後6時～翌午前8時